

砥 部 町 議 会
平 成 2 4 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成24年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成24年3月2日																													
招集場所	砥部町議会議事堂																													
開 会	平成24年3月2日 午前9時30分 議長宣告																													
出席議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 佐々木隆雄</td> <td style="width: 33%;">2 番 森永茂男</td> <td style="width: 33%;">3 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>4 番 大平弘子</td> <td>5 番 西岡利昌</td> <td>6 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>7 番 政岡洋三郎</td> <td>8 番 栗林政伸</td> <td>9 番 西村良彰</td> </tr> <tr> <td>10 番 土居英昭</td> <td>11 番 宮内光久</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 中村茂</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司	4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之	7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一	13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好												
1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司																												
4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之																												
7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰																												
10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一																												
13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																												
16 番 三谷喜好																														
欠席議員	なし																													
地方自治法 第122条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長</td> <td style="width: 33%;">中村 剛志</td> <td style="width: 33%;">副町長</td> <td style="width: 33%;">佐川 秀紀</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>佐野 弘明</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> <td>戸籍税務課長</td> <td>辻 充則</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>東岡 秀樹</td> <td>教育委員会事務局長</td> <td>藤田 正純</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>重松 邦和</td> <td>保険健康課長</td> <td>大野 哲郎</td> </tr> <tr> <td>産業建設課長</td> <td>萬代 喜正</td> <td>生活環境課長</td> <td>日浦 昭二</td> </tr> <tr> <td>広田支所長</td> <td>丸本 正和</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀	教 育 長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫	企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	辻 充則	会計管理者	東岡 秀樹	教育委員会事務局長	藤田 正純	介護福祉課長	重松 邦和	保険健康課長	大野 哲郎	産業建設課長	萬代 喜正	生活環境課長	日浦 昭二	広田支所長	丸本 正和		
町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀																											
教 育 長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫																											
企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	辻 充則																											
会計管理者	東岡 秀樹	教育委員会事務局長	藤田 正純																											
介護福祉課長	重松 邦和	保険健康課長	大野 哲郎																											
産業建設課長	萬代 喜正	生活環境課長	日浦 昭二																											
広田支所長	丸本 正和																													
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平																													
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。																													
議員の指名	2 番 森永茂男君 3 番 松崎浩司君																													
傍聴者	3人																													

平成24年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 平成24年度施政方針及び行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第2号 22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の
変更契約の締結について

・散 会

平成24年第1回砥部町議会定例会
平成24年3月2日（金）
午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成24年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成24年度施政方針及び行政報告

○議長（政岡洋三郎） 町長あいさつ及び日程第1平成24年度施政方針及び行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） 3月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。七折小梅の蕾も膨らみ、春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、心から御礼申し上げます。さて我が国の経済は、相変わらず厳しい状態が続いており、国、地方とも厳しい財政運営を強いられています。地方の時代と言われて久しい今日ですが、地方は資金も権限もまだまだ不十分です。そんな中で福祉や教育、或いは生活基盤の整備など、様々なまちづくりを進めなければなりません。無駄を省くことは大切なことですが、限られた予算でより効率的な事業をしていくことも重要なことです。幸い砥部町は多くの人材や、歴史、文化、伝統産業にも恵まれております。これらを活用し、健全財政を堅持しながら、砥部町の未来を切り開かなければならないと思います。新町が誕生して7年が終わり、2期目の町政も最終年を迎えております。今までの総決算として、しっかりとした町づくりの方向を示して参りたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましても、夢と希望の持てるまちづくりに向けまして、お知恵をくださいますようお願い申し上げます。さて、平成24年度の当初予算編成でございますが、一般会計におきましては、約68億1,600万円で、大型事業が終わったことなどにより対前年度比21.6%、約18億7,800万円少なくなっております。主な財源といたしましては、町税の約20億4,600万円、交付税等の約28億2,300万円、国県支出金の約7億5,500万円を見込んでおります。特別会計及び企業会計の合計は約59億2,100万円となっており、一般会計と合わせて総額が約127億3,700万円となっております。次に3月補正でございますが、一般会計につきましては約3億9,600万円の増額、特別会計及び企業会計につきましては約600万円の増額となっております。次に本定例会に提案いたします案件でございますが、砥部中学校改築工事の変更契約の締結、過疎地域自立促進計画の変更、町道認定1件、条例の制定2件、改正が12件、補正予算、当初予算及び人権擁護委員の推薦2件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明申し上げますので、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。つづきまして平成24年度の施政方針及び重点施策について、申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、新

町が誕生して7年が経ちました。この7年間、陶街道のまちづくりを掲げ、新生砥部町の一体感の醸成に取り組んでまいりました。また、職員の意識改革や機構改革などに取り組み、成果が上がっております。二期目の最終年を迎え、今一度原点に立ち返り、議員の皆様、そして町民の皆様のご批判、ご提案、ご指導をいただきながら、引き続き「砥部焼と豊かな自然、みんなで作る陶街道」を目指し、安心安全を実感できる町づくり、自立と協働による町づくり、豊かな自然を守り伝える町づくり、地域資源を生かした町づくり、この4つの基本理念の下、町民の皆様が主役であるという地方自治不変の原則を尊重し、次の6項目を最重点に挙げ、次の平成24年度の重点施策について申し上げます。1つ目は、坂村真民記念館でございます。今会期中の平成24年3月11日にオープンいたします。世界の人々に愛と励ましの言霊を発信すると同時に、砥部焼伝統産業会館と共に、大南地区の活性化、更には砥部町の発展につなげたいと思います。2つ目は、公共下水道事業でございます。私が就任して以来、最重要課題として取り組んでまいりました。一部供用が開始され、快適な住環境条件が一步前進しました。工事等住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、事業完成に向け、万全を期したいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。3つ目は砥部中学校の改築でございます。特別教棟も完成し、2月から仮設校舎で授業を始めております。いよいよ本格的に工事が始まりますが、砥部町の将来を担う子供たちのため、今年12月の完成まで、気を引き締めて取り組んでまいります。4つ目は、広田地域の振興でございます。広報とべ1月号にも書かせていただきましたが、私の平成24年の初夢は民話の里ひろた物語づくりです。広田地域には多くの民話や伝説が残されております。これらは広田地域においてはもちろんのこと、砥部町においても貴重な歴史的資料であり、財産であります。正しく検証し、次世代に伝承することが私に課せられた任期最後の仕事であると考えております。5つ目は砥部消防署の改築であります。老朽化した庁舎を建て替えることにより機動力を高め、町民の安全安心のための拠点づくりを目指します。6つ目地場産業の振興でございます。砥部町には砥部焼、みかん、高原野菜、七折小梅など、可能性を秘めたものが数多くあります。量より質を重視する今、地域間競争に勝ち残るためには、品質の高度化に合わせて他の地域に真似のできないものが必要であります。関係者と知恵を出し合って、地場産業の振興に取り組みたいと思います。それでは、関係部門ごとにその他の事項について申し上げます。初めに、総務関係でございますが、職員の資質の向上については、行政事務に捉われない幅広い知識を習得するため、愛媛県研修所が行う研修など、多彩な研修機会を提供し、積極的な参加を促進します。防災対策については、東日本大震災を教訓として、また近い将来発生すると言われている南海地震、その他自然災害に備え、自主防災組織の充実に努めます。次に、企画財政関係でございますが、今の行財政改革の第2次集中改革プランは、24年度で終了します。第3次集中改革プランを策定し、行財政改革を推進してまいります。財政運営につきましては、厳しい財政事情の中、町を挙げて取り組んできた行財政改革が効果を発揮し、県下でもトップクラスの健全財政を保っております。新しく老朽化施設の更新を織り込んだ、中長期財政運営計画に沿って、健全財政の維持に努めます。次に戸籍税務関係でございますが、税務については、個人町民税、法人町民税は共に微増となり、固定資産税は評価替え

にあたり減少する見込みです。このような中、公平公正な税負担を図るため、固定資産税においては市街地宅地評価法を平成27年度の導入に向けて準備を始めます。また自主財源を確保するため、綿密な調査、多様な方法により、徴収率の向上に努めます。次に介護福祉関係でございますが、高齢者福祉及び障害者福祉については、住み慣れた地域の中で、明るく安心して暮らしていけるよう、生活支援事業などの各種福祉サービス事業等を行います。介護保険事業については、第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防の推進や、地域包括ケアの推進を図り、地域において自立した日常生活が送れるよう、各種サービス事業を実施するとともに、介護給付の適正化に取り組みます。児童福祉については、次世代育成支援行動計画に沿って、乳児保育、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブなど、安心して子育てができるよう、支援の充実に努めます。次に保険健康関係でございますが、国民健康保険については、特定検診の受診率向上を図るとともに、新たに腎機能検査を追加し、医療費の削減及び適正化に努めます。また新たに小学生の入院医療費の無償化を実施します。健康増進については、健康づくり計画に基づき、地域における健康運動の推進や食育の推進などを通して、生活習慣病の予防に努めます。また安心して出産を迎えることができるよう、妊婦検診の検診項目の充実に努めます。さらに子宮頸がん等の感染症対策や、骨粗鬆症検診を新たに実施します。次に生活環境関係でございますが、環境衛生については、ゴミの分別収集体制の充実に努めるとともに、資源ごみの再生利用の促進に努めます。また環境に調和した町づくりを推進するため、引き続き住宅用太陽光発電システム設置の補助を行います。公共下水道事業については、本年3月末で供用を開始して1年が経過しますが、接続率など、順調に推移しており、引き続き接続の啓発を行い、接続率の向上に努めるとともに、安全な管渠工事に留意して下水道の普及に努めます。上水道事業については、第8次拡張事業に着手するとともに、老朽管路更新等を計画的に実施し、有収率の向上を図り、より安心安全な飲料水の供給に努めます。次に産業建設関係でございますが、道路整備については、国道379号、岩谷バイパス工事の万年工区が今月下旬に供用開始され、残すところ銚子大橋の整備だけとなっております。引き続き早期完成に向け、関係機関へ要望するとともに、他の県道整備につきましても、局部改良や舗装改良など、県と一致協力して円滑な事業推進に努めます。また、町道については、団地内道路の舗装改修工事を継続して実施し、適正な維持管理に努めます。農業振興については、食料自給率の向上と、農業の多面的機能の維持を目的に、中山間地域等直接支払事業や、農業者個別所得補償制度などにより、農業経営の安定と生産力確保に努めます。また市民農園整備、優良品種やブルーベリーの苗木購入に対する補助、マルチ栽培を推進することにより市場競争力の高い産地づくりに取り組む一方、多様な担い手の確保などを通して、活力を生む農業の振興を図ります。林業振興については、今後も国県の補助を受け、引き続き林内路網の整備や間伐を中心とした森林整備に努めます。商工業の振興については、活力ある産業の育成を図るため、商工業や観光業と連携して、町産品の需要拡大や、販路開拓事業の推進に努めます。また商工会が行う経営指導事業や、運営資金借入利子に対して助成を行うなど、中小企業の経営の安定を図ります。観光については、陶街道事業の各ポイントの整備や、ポイントを活用した住民参加の地域活性化事業を推進

します。また、松山市・東温市と連携して魅力ある広域観光ルートづくりに努め、観光客の一層の誘致を図ります。次に教育関係でございますが、学校教育全般については、人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標に、生きる力を育み、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を図り、家庭地域と連携し、地域に開かれた信頼される学校づくりを展開します。学校安全管理については、教職員の防犯意識をさらに高め、登下校における安全対策の強化や、学校遊具等の適切な管理を行います。学習指導については、新学習指導要領に基づき、適切な学習指導に努めます。また、小学校1年生以外のすべての学年で全教科において学力テストを実施し、適切な学習指導により、学力向上を図ります。児童生徒の就学については、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、就学に要する経費の一部を支援します。特別支援教育については、巡回相談の機会を増やし、教育相談を充実するとともに、教育関係機関の連携強化を図ります。児童生徒の健康管理については、小児成人病予防検査の結果を踏まえ、指導を要する児童生徒に対し、食事・生活調査を実施し、適切な栄養指導を行います。山村留学センターについては、高市小学校と連携を密にし、異年齢での集団生活や地域住民との交流など、自然と触れ合いながら心豊かなたくましい子どもの育成を図ります。学校給食については、衛生管理の徹底と設備の充実を図りながら、成長期の異なる子どもたちの発育段階に応じた安全で安心なバランスのとれた給食を提供するとともに、地域産米の消費拡大を図ります。生涯学習の推進については、まちづくりは人づくりからを基本理念に、町民一人ひとりが生涯に渡り、生きがいを持って暮らせるよう、様々な学習の機会や、学習の場の提供に努めます。人権教育について、人権尊重の町づくり条例に基づき、人権意識の高揚を図るとともに、家庭、学校及び地域が連携して、あらゆる差別の解消に努めます。社会体育の振興については、スポーツ、レクリエーション活動の普及と参加を促進します。また、町体育協会と連携し、愛媛国体に向けた気運の醸成と計画的な施設整備に努めます。文化振興については、文化会館・坂村真民記念館等を活用し、優れた芸術・文化との出会いの機会を積極的に提供するとともに、地域における住民の文化活動の振興に努めます。以上、平成24年度の重点施策につきましては、主要なものを申し上げます。全てを言い尽くすことはできませんが、予算審議の場において、詳細に説明させていただきます。続きまして、今年の12月定例会以降の行政報告を副町長が行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、平成23年12月定例会以降の行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、坂村真民記念基金寄付金の平成24年2月24日現在の状況についてご説明いたします。寄付件数108件、延べ件数1082件。寄付金額538万8千円、述べ金額4,960万7千円となっております。続きまして坂村真民記念館建築展示工事につきましては、2月10日に完成をいたしました。次に平成23年度職員採用試験についてでございますが、採用内定につきましては、初級事務2人、上級事務2人、消防職員2人の合計6人を4月1日採用予定でございます。続きまして、危機管理関係でご報告いたします。自主防災組織の訓練指導等を行う防災士5人を要請いたしました。次にアマチュア無線クラブとの協定締結につきまし

ては、大規模災害時における非常通信手段の確保のため、12月7日に砥部町災害ボランティアアマチュア無線クラブとアマチュア無線における災害時の情報伝達に関する協定を締結いたしました。2ページへお進みください。次に、県市町災害対策本部合同運営訓練を12月21日に県庁で県市町災害対策本部合同運営訓練、図上訓練が開催され、町職員10人と、砥部消防署員2人が参加しました。年末特別警戒につきましては、12月26日から30日の間、消防団員延べ425人による火災予防啓発等の特別警戒を実施しました。次に消防出初式でございますが、1月14日、陶街道ゆとり公園において消防団員他280人が参加し、消防出初式を行い、小隊規律訓練、はしご操法、応用ポンプ操法等の訓練を行いました。また、消防団活動に協力する8事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付しました。次にポンプ自動車の配備でございますが、広田出張所へ高規格性能を有しますポンプ自動車を配備しました。また小型動力ポンプ車の配備を多居谷地区に砥部町で初めて軽四輪のポンプ積載車を配備しました。続きまして、移動系防災行政無線遠隔制御装置の整備につきましては、2月29日広田地区における移動系防災行政無線の不感状態を解消するため、支所から長曾池中継局間を電話回線で結び、支所に遠隔制御装置を設置しました。

続きまして、企画財政課関係でございますが、2月末現在で13件の指名競争入札を実施いたしました。予定価格総額1億1,724万円。契約総額1億217万円。落札率は87.1%でございます。次に3ページへお進みください。中ほどの米印のところですが、砥部中学校武道場改修工事は、平成23年12月19日入札で町内建築業者を指名案内した結果、全社辞退となり、中予本店の建築業者を指名し再入札の結果、大和コンストラクション株式会社が落札いたしました。落札率は80%でございます。

次に戸籍税務課関係でございますが、坂村真民記念館の開館を記念して、砥部焼のどんぶり形の原動機付自転車オリジナルナンバープレートを製作しました。1月4日の交付開始から、2月15日現在で91枚を交付いたしております。オリジナルプレートをつけたバイクが町内外を走り、町づくりの一助となるものと思っております。

続きまして、産業建設関係でございますが、今年で27回目を迎えた東京銀座松屋での砥部焼まつりを、1月25日から30日までの6日間、開催いたしました。来場者には、砥部町観光協会及び砥部焼協同組合から伊予柑を配ったほか、松山市、東温市と構成する広域観光連携推進協議会のパンフレットを配布し、広域的なPRに努めました。次に、砥部町に春の訪れを告げる「七折梅まつり」が、2月18日から3月11日まで開催されます。七折梅園周辺には、県内外からの多くの観光客が訪れています。なお、3月18日まで七折の梅まつりは延長をされたというふうに伺っております。なお、とべ温泉は七折梅まつり期間中の2月21日から29日までの9日間、利用者に梅加工品や梅まつり入園券などが当たる抽選会を実施し、日ごろのご愛顧に感謝をいたしました。4ページへお進みください。次に砥部陶街道のまちホットステーション事業についてご説明いたします。宝くじ社会貢献事業の活力ある商店街づくり助成事業を活用し、観光客が気軽に休憩などに立ち寄れる店として、商工会を中心とした町内の100店舗が参加し、おもてなしの地域づくりを目指す「ほっとステーション事業」を実施しています。町内にオリジナル看板が



設置されておりますので、ご覧頂きたいと思っております。また、今年も国道33号沿線の72事業所で作る砥部陶街道グループによる歩道の除草、清掃活動を行いました。道路橋の長寿命化修繕計画の策定についてでございますが、今後老朽化する道路橋の増加に対応するため、平成22、23年度の2カ年で、橋梁の長寿命化計画を策定しました。予防的な適正管理による延命を図り、計画的な修繕、架け替えに努めます。

次に生活環境課関係でございますが、平成24年2月13日現在の公共下水道の接続状況でございますが、工事申込件数238件、うち接続件数229件。処理区域内人口1,161人。接続人口、664人、接続率約55%となっております。次に下水道関連工事についてご報告いたします。現在10件の工事を発注いたしておりますが、8件の工事につきましては2月末で完成し、残り2件につきましても順調に工事が進んでおります。詳細につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。5ページへお進みください。砥部浄化センターの建設工事でございますけれども、浄化センター汚泥処理施設電気設備工事、並びに浄化センター汚泥処理施設機械設備工事の2件につきましては、日本下水道事業団に委託をして実施していましたが、いずれも23年12月末に完成をいたしております。水道関係につきましては、水道管老朽化に伴う布設替工事を南ヶ丘地区で2か所を実施いたしておりますが、いずれも12月末に完成をいたしております。

続きまして教育委員会事務局関係でございますが、砥部中学校改築工事につきましては、2月末現在、22%の進捗状況で、現在旧校舎の解体中でありまして。また2月13日に旧校舎から仮設校舎へ引っ越しをいたしました。次に砥部中学校武道場改修工事につきましては、1月10日入札の結果、大和コンストラクション株式会社が1,831万2千円で落札いたしました。工期は3月30日となっております。次に1月8日、文化会館ふれあいホールにおいて、新成人192人が出席し砥部町成人式を挙りました。また図書館お話し室設置工事につきましては、ほぼ現在完成をいたしております。

以上で行政報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 平成24年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により2番森永茂男君、3番松崎浩司君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの14日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月15日までの14日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4 諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第5 一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。3番、松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 3番松崎浩司でございます。議長のお許しを頂きましたので、今日は2点教育問題につきまして、質問させていただきます。1点目は、砥部中学校への補助教員の設置についてであります。現在砥部中学校でも年間を通じ、文科省の指導要領に従って、授業を進めております。先生方は授業に、また、部活動に取り組み、事務処理などの仕事もございます。授業について行きにくい生徒さん1人1人に十分な指導が行き届かないのが現状ではないのでしょうか。そこで、全国的に広がりつつある補助教員を、主要5科目に限って設置してはいかがでしょうか。教育長のご所見をお尋ねいたします。

2点目は、中学校におけます武道必修化についてであります。本年4月より中学校におきましても、武道が必修科目となります。とりわけ柔道は事故率が非常に高く、学校側も保護者も戸惑いが多いという報道がありました。礼に始まり、礼に終わるという武道を事故なくどのように指導していくのか、教育長のご所見をお尋ねいたします。以上2点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 松崎議員さんのご質問にお答えします。はじめに、「中学校において主要5教科に補助教員を配置してはどうか」というご提案ですけれども、教員配置、現在、砥部中学校の教員は、全員県費で、県の費用で配置されておるという状況でございます。町単独としましては、「学校生活支援員」、それと「外国語指導助手」を、これを配置している状況でございます。現在中学校では43名の教員が配置されております。そのうち、43名のうち9名は、配置基準、これを越えての配置と言う形になっておりまして、

どういふことをやっておるかと言いますと、教科によって英語や数学の少人数指導、あるいは1つの学級に2名の教員を配置して対応するチーム・ティーチングと言いますけども、こういった方法、そういったきめ細やかな指導にあたるるとともに、学習相談なども実施をいたしまして、生徒の個々の学力であるとか、ニーズに対応をしておる状況でございます。また、現在、砥部中学校の学力の現状見てみますと、最近の全国学力・学習状況調査おきましても、全国平均を上回っておりまして、愛媛県の平均についてもやや上回っているという状況でございます。こういった状況でございまして、ご提案のございました町単独で補助教員を配置するということにつきましては、財政的にもかなりの負担を伴うということが考えられます。現状の教員体制で行ってまいりまして、今後とも生徒の個々の学力に応じた授業のやりかたであるとか、授業の改善、こういうことに努めて参りたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、中学校における武道の必修化についてでございますが、ご承知のとおり平成24年度からの新学習指導要領の施行に伴いまして、中学校における武道が必修化されました。柔道・剣道・相撲などから地域の実情に応じて選択をするということになっておりまして、砥部中学校においては、以前から柔道に取り組んでいるということもございまして、柔道を選択をいたしております。そして、その指導に当たりましては、柔道経験者の保健体育教諭を中心に、「入念な準備運動」、それから「受身の徹底」、「首を強くするための補強運動」、あるいは「無理なく投げられるための約束練習の指導」、「教員を対象とする危険察知能力向上のための研修」、そして「武道経験のある教員の活用」などの注意をもって、きめ細かな指導に努めて事故の起こることのない体制で臨んでまいりたいというふうに考えております。以上で、松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお祈いします。

○議長（政岡洋三郎） 3番、松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 補助教員設置についてはまあ予算の関係もあり、なかなか難しいと、現状まあいろんな方法でカバーしているのだから、そのまま続けてきたいというふうな教育長の答弁であったと理解しております。たしかに全国的にもまだこういう制度に取り組んでいる自治体はそう多くはないんですけども、やはり教育というものは、橋をかけたり、道路を整備したりするのは違ひ、費用対効果を十分考慮する必要がない、やはり教育だけは唯一費用対効果を考慮に入れるべきではない、私は事業だと思います。ですからもう少しですね、教育長さんの背中を後押しさせていただくという観点から、もうちょっと詳しく私の考えを申し上げたいと思ひます。こういう言葉はあまり使いたくないんですが、貧困の連鎖、貧困のスパイラルという言葉があります。保護者が非正規社員として働いている場合、賃金も安く、子どもたちに十分な教育を受けさせることができない、結果、こうした状況でその家族の子どもたちにとっては、確実に貧困の連鎖を生み出します。そして、貧困状態に陥り、病気の子供を病院に連れて行くことさえできない家庭も多いと聞いております。これはもちろん全国的な話ですけども。やはり、子どもの教育環境が全てを決めるわけではありませんが、少なくとも将来の人生設計を支える重要な基礎基盤が教育であると私は理解しております。それが、親の収入や家庭の事情で自ら進学をあきらめる子供

も多いと思いますが、その低学歴化がひいては将来の不安定な雇用になり、低所得化が貧困を生み、連鎖になってしまうというふうに思います。ですから、確かに砥部中学校の生徒さんも、1学年大体200人前後いらっしゃいます。やはり、上の方の成績を取る方は、やはりそれなりの家庭環境もあり、十分な教育を受ける環境にあるわけですが、なかなかやはり塾にも行けない、きちんとした教育を受けにくい生徒さんがやっぱりいらっしゃるわけです。そういった生徒さんに、光をあてるためにも、やはり補助教員を設置してですね、1人1人にきめ細やかな教育をしていく。1年間のカリキュラムを教えるのではなくって、そのお子さんにとって、数学だったら何がちょっと足りないのか、英語だったらどこがちょっとわかりにくいのか、そういうのを1つ1つ理解して、そしてそのところを丁寧に教えてあげれる、そういうことが今の正規の先生方だけでは十分な時間が取れないんじゃないかと思うんです。ですから、私は補助教員を設置して、せめて主要5科目、まあ1科目からでも結構です。今英語ではアシスタントランゲージティーチャーですか、外国人の方に来ていただいて、色んなところを回りながら英語の良さをPRしている、それと同じような形で、数学でも、社会でも理科でも、そういうふうな仕組みがあれば、子どもたちの成績も、もっと上がっていくんじゃないか、こんなことを考えたりもいたしますが、例えば私は補助教員を採用していただいたらですね、私のイメージで申し上げるんですけれども、色んな活用方法があるかと思います。1つは正規の先生と共に1つの授業の中に入って、一緒に教えていく。そういう方法もありますでしょうし、例えば、月曜日から金曜日まで5日間ありますので、5科目をその日のうちに当てはめていって、今日は放課後数学を教えますよと、数学のわからん子供は集まって下さいと、生徒さん集まって下さいと、で、火曜日だったら社会をするとか、水曜日だったら英語にするとか、そういうふうにして、なかなかやはり授業についていきにくい生徒さんのフォローをそういうふうにしてやっていただいたら、もっともっとやる気の起きる砥部中学校になるんじゃないかなと思うんです。先ほど教育長さん、予算の関係もあると言われましたけれども、予算は確かに大きな問題です。しかしながら、やはり子どもたちに残して上げられる最大のサービスは私は教育だと思います。もうちょっと教育長さん、突っ込んだご返答答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 松崎議員さんの再質問にお答えさせていただきます。確かに教育というのは費用対効果というふうなところで見まして、もうちょっと考えるところあるんじゃないかという点については同感でございます。確かに教育というのは何も効率至上主義ではないというふうには私も思うところがございますけれども、所得格差による教育の格差、というふうなことの問題かというふうに思いますけれども、先ほども申し上げました、9名の基準を越えての教員の配置と言うふうなこと以外に、学校といたしましても、校内の研修体制、あるいは管内等の教科ごとの研修というふうなところ辺りも積極的に参加し、授業改善に生かしておりますし、あるいは学習相談につきましても、それぞれの科目で放課後において自習しておる状況でございます。そして個々の生徒の学力等の捉え方につきましても、先ほどの町長の施政の方針の中にもございましたように、小学校の2年

生以上の中学校までの児童生徒に、全教科に渡って学力調査を実施をいたします。前年の学習の習熟度を調査いたしまして、それによって、個別指導に当たるというふうなことで実施をするような態勢を取っております。そういったことで、個々の児童生徒の学習状況にも応じて対応するという態勢も取っておるといふふうなことでございますし、義務教育における教育の機会均等であります。そういったことについては、現状のままで改善を加えながら、取り組むことが可能ではなかろうかというふうなことで、考えておるところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 3番、松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 私は何も補助教員だけが子どもたちの成績を上げる唯一の方法だということではありません。いろんな方法があるでしょうから、いろんな方法を絡めながら、やはり砥部中学校の生徒さんの習熟度を、少しずつ上げていただけたらと、このことをお願いしたいと思います。また、柔道、武道の必修化につきましてなんですが、これにつきましてやはり全国的に戸惑いが多いという報道がありました。岡山県の教育委員会などでは、ヘッドギアですか、柔道に使うためのヘッドギア、というのを何十個か買って、各学校に配布するというような報道もありました。ですからやはり捻挫をしたとか、ちょっと骨折したとかいうのであれば、これはもうある意味教育の一環だと思いますが、やはり首から上の事故というのは、大変な事故になりますので、そのところをやはり十分にご理解いただきまして、事故のないような事業を1年間進めていただくようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上で松崎浩司君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。なお、会議の再開を10時35分といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（政岡洋三郎） それではただいまより再開をします。佐々木隆雄君の質問を許可します。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄です。私は今回は今、国会でもずっと論議をされておりますが、税と社会保障の一体改革という名のもとに、消費税の増税問題がずっと取り上げられておりますが、その問題について、確かに国政レベルではあるんですが、この消費税の増税によって、やはりこの砥部町にも、さらには砥部町の町民にとっても、決してよくない方向に行くのではなかろうかというふうな心配をしております。そういう視点から、少しこの問題について、議論をさせていただき、町民にとってよりよい方向にもっていけるようなそういう形に、この砥部町がなっていければいいなというふうに思っております。そういう点で、消費税増税に頼らないで、社会保障の再生や、拡充を国にもっともとめていくような、そういう姿勢を砥部町としても持っていきたいなというふうに思っております。野田内閣は、先ほど言いましたように、税と社会保障の一体改革、このよう

な名称で消費税を2014年には8%、2015年には10%に増税するというふうなことをすでに打ち出しております。所得の少ない人に重くのしかかってくる最悪の不公平税制であるこの消費税の引き上げ計画に対して、多くの国民からも、強い不安や批判の声も広がっているのも現実ではないでしょうか。私は先ほども言いましたように、消費税増税に頼らないで、社会保障をもっと充実させ、更には財政危機を打開していくような、そういう政策を国に求めることが、この砥部町の町民にとっても、大切なことではないかというふうに考えているわけでございます。そのためにはまずここにも書いておりますが、八ツ場ダムの本体工事だとか、原発の推進費用、次期戦闘機F35、政党助成金、証券優遇税制の延長、法人税減税など、このような無駄を一掃し、増税するのであれば、富裕層だとか、大企業への応分の負担をもっと求めるべきではなかろうかというふうに思います。また、社会保障拡充のためには、今言いましたような無駄を削るだけではやはり不十分だと思います。先進水準のような応能負担の原則に基づいて、もっと国民全体で支える、そういう累進課税を透過する所得税の税制改革などを実施することで、確保していけるのではないのでしょうか。無駄をなくし、能力にふさわしい税負担を進めつつ、国民の暮らしと権利を守るルールある経済社会を作ることも必要ではないかと思います。大企業には260兆円ものお金が溜まっております。この内部留保をその一部でいいと思うんですが、社会に還流させれば、もっともって家計を温め、内需主導の健全な経済生活をもたらすとともに、着実な税収も実現できるのではないのでしょうか。このような国の政治を、今言いました方向に向けさせるようなことで、町民の生活を守り、豊かな生活を実現するために、結びつくのではないかというふうに考えております。このようなことについて、町長がどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

2点目は、2010年10月19日に麻生校区の区長さんの代表や民生児童委員の代表の方々が、私ども麻生校区選出の議員5人同席をさせていただきまして、4,481筆の署名簿を添えて麻生校区児童館建設要望書を町長に提出いたしました。その後の検討状況や、具体的な回答など、署名に協力いただいた方たちから、道であった時や散髪に行った時、敬老会の、老人会の新年会に行った時だとかです。かなり聞かれるもんですから、これは一度せっかく出しておるもんですし、多くの町民の声を町がないがしろにしているというふうになってはいけませんので、具体的に現状でのところで結構と思いますが、町長の方からきちっとした対応をしておくことが必要かなというふうなことで、今回2つ目の質問にさせていただきました。以上2点です。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 佐々木議員さんの質問にお答えをさせていただきます。まずは消費税増税については、佐々木議員さんも先ほど申し述べられましたけど、大変大きな問題であると思います。これは個人的見解でございますが、消費税増税に頼らない社会保障の再生・拡充ということは、現在の国の財政状況を考えますと、社会保障の維持、震災復興のためには、ある程度の負担増はやむを得ないのではないかという考え方が、私個人としてはございます。いずれにいたしましても、この消費税の増税ということは、日本国の将来の方向を決める大きな問題であるというふうに認識をしております。現在我々の代表

機関である国会において、各党各議員がそれぞれの考え方に基づいて審議をしているところであります。健全で持続可能な社会制度を確立するために、一番良い結論を出してほしいというふうに思っております。

次に、麻生校区児童館建設要望書の回答についてですが、町では平成22年に策定した次世代育成支援後期行動計画において、児童館の建て替えについて、その他の福祉施設と一体的に検討するとしております。麻生校区のみなさんから頂いた児童館建設の請願書は重く受け取っております。高尾田区とも相談しましたが、高尾田区の集会所、これの移転も当初は半鐘の北のところへとか色々話がありました、立ち消えとなっております。高尾田区との話ができなければ、前進ができません。現在地の児童館も借地ということでございます。そういうことで、今後、町の財政状況を見据えながら、同時期に建設された岩谷口児童館がありますので、これも含めて検討してまいりたいと思います。以上で佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 消費税の問題は町長のご答弁でも確かに、国の財政問題、これがまずポイントになってくるかと思いますが、例えばマスコミの論調なんかでもですね、まず消費税ありきのような形で、なぜ消費税なのかという論議が、そういう意味ではほとんどないじゃないかなというふうに思うんですね。とにかくみんなから取りやすいところから取っていこうというふうなことで消費税ということで、してるんじゃないかと思うんですが、例えばですね、1997年に橋本内閣が消費税を3%から5%へ増税したんですが、金額で約9兆円の負担増になったというふうに言われております。当時はようやく景気が上向いてきた当時だったんですけども、逆に景気がまたどん底に落ちてきてしまったというふうな状況になってしまいました。そして更には国や地方の借金が減るどころか、4年間で200兆円も膨らんでしまいました。今回の負担増の規模は、消費税の増税分だけでも13兆円、年金の支給額の切り下げなどが予定をされておりますので、それらを含むと、総額で16兆円に昇ってしまいます。サラリーマンの年間給与は97年と比べて55万円減ってるそうです。働く貧困層と言われている年収が200万以下の勤労者が、何と1千万人を超えています。赤字に苦しんでいる中小企業も73%に達しているというふうなデータも見られます。世界経済危機の下で、もはや外注頼みでは経済成長は不可能ではないでしょうか。ただでさえ貧困が続いている家庭から、16兆円も取って、どうして経済成長ができるのか。当時よりもさらにひどい経済状況の今、こんな大增税がやられると、本当に暮らしも経済も財政も壊すのではなかろうかというふうに考えられます。少し、時間をいただいてですね、無駄遣いのところに話を移らせていただきます。これは日本共産党が国会で議論した中身の写しというふうになりますが、例えば八ツ場ダムの本体工事が国費分だけで56兆円だそうです。これはもともと民主党は公約で中止を約束したはずなんですけども、またこれが再発しております。それから原発の推進費用というのは、4,188億円。実はもんじゅというのはもうずっと止まったままなんですけども、もんじゅは1兆円をかけて、これは当然税金なんですけども、かけて作ったんですけども、止まってしまってる。そういうものをほったらかしにしておいて、何で4,188億円もの原発のための推

進費を持ってくるんだというふうなことも言えるんじゃないかと思います。次期戦闘機のF35というのは、今納期が遅れるかどうかというふうな議論もあるようなんですが、一機が100億円で、予定では42機購入しよう。なぜ日本にこんなものが必要なんですか。政党助成金、これは特に日本共産党がいつも言っておりますが、憲法に違反してんじゃないかというふうなことでもありますが、その論議は別にしまして、320億円なんですよね。これは国会議員457人分の経費に相当するというふうに言われております。この辺にももっと目を向けていく必要もあるんじゃないかなと思います。あと証券の優遇税制の延長は年間で5千億円だそうです。法人税の減税は年間で1兆2千億円にもなるそうです。今申しましたような無駄がですね無くなれば、消費税、もちろんこれだけで消費税すべて賄えるということではないかと思いますが、もうちょっと先ほど町長が答えられましたが、国家財政を考えればということなんですけども、こういう無駄な金を使わないで、もっと県や市や町に国の方からお金を回すようなそういう働きかけというのは、してもいいんじゃないかと思います。その辺はいかがでしょうか。町長。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどもちょっと申し上げたんですけど、これは国策でございますので、私が一町長の立場で町から働きかけるということは大変難しい問題であると思います。そしてまた無駄な八ツ場ダムとか、原発推進、次期戦闘機F35とか、政党助成金の問題とか、非常に大きな問題ばかりでございます。そういうことで、これ自体は国策であり、国防に関することだというふうに私は思っております。そういうことで、我々としても、もし消費税のことについて、我々が言えるのであれば、愛媛県の市町村会とか、そういうところから発するとかいう問題であるのではないかというふうに思っております。また橋本内閣の経済政策は失敗であったと、これも確かに景気が落ち込んだというのは間違いないことではありますが、果たして、消費税の増税だけがその原因であったのかどうかというのは、私自身にはわかりませんし、これも検証されたわけではないと思います。経済学者もたくさん加わって、今消費増税についての論議をしておりますので、この結果を待ちたいし、間違いのない判断をしていただきたいというのが、私の気持ちでございますので、お汲み取りをいただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 町長のお気持ちもよくわかります。確かに国政レベルでですね、ここで私がこう言ってることもなかなか少しかゆいところに手が届かないというふうなこともあるんですが、やはりあの、地方自治体ですから、そこに住む住民の暮らしをよくするためにもっと、こう、色々我々考えられることやっていきませんかというふうなつもりでは私は申ししておりませんので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。もう少し、中身を照会をさせていただきたいんですが、例えばですね、お金持ちのところの方たちの税金をもっとたくさんもらったらどうかというのを私言いましたが、昨日ちょっと資料を作ってみました。例えば1974年には、60万円以下の人が、これ所得税なんですけれども、60万円以下の人が10%、60万円超えると12%、以下全部で19のランクがあって、8,000万円を超えると75%まで所得税がかかってたようござい



ます。それが1984年になると、少し19のものが15になり、8,000万円例えば超えてる方は、70%にというふうなことでですね、ずーっと来ておまして、今最新のものがですね、2007年以降変わっておりませんが、195万円以下が5%、195万円を超えると10%、その次が330万円を超えた方が20%、そのあと695万円を超えると23%、900万円を超えると33%、で、1,800万円を超えると40%と、かつては1千万2千万3千万だとかいうふうなことで、8千万以上の方がそういう数字だったんですが、今はもう1,800万以上の所得のある方はみんな40%と、いうふうなことなんですね。ですから、もう少し余裕があるわけですから、この人たちからやっぱりもっと頂けるようなことを、これは先ほど町長も言われましたが、いろんな会合の場でですね、国に対しても言っていただけじゃいいんじゃないかと思います。辻課長にも先ほどちょっと休憩時間にお話ししてたんですけども、国策なんですよねというお話ではあったんですが、さっきから何回も言ってますように、やはり地方の自治体の役割として、もっともっと住民の生活を守るために国に対してもものを言うていくことが必要ではないかなというふうに考えます。そういう意味では、さっき申しましたようにですね、確かに国策でというふうなことはありますが、1974年のような19ランクに分けて徴収をせよということではありませんが、ある程度応能負担ができるような、そういう仕掛けを、仕組みを、取るべきではないかということをもっともって国の方に言うて欲しいなというふうに思います。それから、関連しますので少し共産党が社会保障の拡充や財政危機打開のためにどうしたらいいんだろうというふうなことを提言もしておりますので、これだけ照会もさせていただきたいと思います。さっき言いましたように増税するのであれば、大企業や資産家からもらったらいいんじゃないかと。たとえばですね、今言いましたことも含めてなんですが、株取引の特別減税、今、1割なんですけども、せめてこれ従来の2割に返せばどうなんだろうと。それから、大企業のところへの減税が1.7兆円ぐらい、これ共産党の試算なんですけど、ありますが、そういうものについてはやっぱり辞めてもらったらどうだろうと。さらには、研究開発減税だとか、連結納税制度、そういうふうなものなんかも、ぜひ辞めてもらうように投げかけをしてほしい。日本の法人税は高い高いとよく言われますが、今のよう制度なども入れて見ましたら、何とソニーは実際には13.3%、京セラが16.7%、住友化学で17.2%とうふうな税率になってるようです。そういうところが、最初の質問の中にも触れましたが266兆円の内部留保の中に入ってるわけです。その辺もやっぱり財源を確保するためには、もっと出してもらうようなということ、やる必要があるんじゃないかなというふうに思います。それから、あと、経済学者の方たちがたくさん言うておりますが、これは東北大学の先生と、経済ジャーナリストで、萩原博子さんと、よくテレビかなにかに出ておいでの方なんですけど、この方たちが、こんなことを言うております。低所得者ほど負担が重くなり、医療や介護などの利用抑制に繋がる、これは東北大学の名誉教授の日野秀逸先生です。それから中小零細企業者は価格にも転嫁できず、バタバタ潰れるでしょう。これが萩原博子さん。このような経済学者の方たちの意見も参考にさせていただければと思います。消費税の増税問題については、これは確かに国政レベルの問題ではあるんですが、やはり地方の方からもっと声も上げて行くこと

も必要だなというふうには思いますので、いろんな機会に町長もさっきから申しましてるように、国に対して言っていただけるように要望をしておきたいと思います。

それから、麻生校区の児童館の建設の要望については、先ほどお答えがあったんですが、1つはですね、特に原町、私は原町に住んでることもあるんですが、原町校区の方からは今シルバー人材センターが事務所にしてるところと、それから少し下がったところ、二カ所あって、元々はあそこにそういう話があったんだけどという話がやっぱり出てくるんですね。原町の方との話というのは、今の町長の話ではされてないようなんですが、その辺はいかがお考えなんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） この児童館について相談をいただきましたのは、高尾田区からの方が先でございましたし、それで高尾田区の集会所の建て替えと、この問題も含めてこの話があったと思います。それで児童館を技術大学のところへというようなこともあって一部ちょっと情報だけ取るために県の方へお伺いもいたしました。県の方としては、あの場所はそのまま一括して今の医療技術大学に使ってもらうというようなことで、町の施設を入れるという考えはないということでした。そのあと申しましたように、高尾田区の集会所建設の話が立ち消えになっております。そういうことで、当町としても当初の方針というのは、総合的な福祉施設の中へということですので、現在は検討を中止しているのが現状であります。

○議長（政岡洋三郎） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この児童館の、要望書が出てきた経過やら現状を踏まえてなんですが、一度特に麻生校区の方に何かこう、文章なりで回答を返していただくようなことはお考えではないでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 文中にいたしましても、現在の状況であれば、抽象的な文章しか出せないと思います。そういうことであれば、出すことに異存はございませんけど、本当に抽象的な文章で、こうしますとか、方向づけが今の状況ではできないというふうに思いますので、その辺をお考えをいただきたいというふうに思います。

○議長（政岡洋三郎） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） それではちょっと消費税の問題等々と申し述べさせていただきましたが、町長の、私ども、ある程度は理解もいたしましたし、ただ私の、何回も言ってますように、町民の生活を向上のために必ずしも消費税増税は得策じゃないですよということも大いに汲んでいただいてですね、極力いろんな、本当にみんなの知恵も力も合わせて、より豊かな生活ができるような日本を作っていくために、奮闘をしていただきたいというふうにも思います。以上で質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 以上で佐々木隆雄君の質問を終わります。続いて、13番中村茂君の質問を許可します。13番中村茂君。

○13番（中村茂） 13番中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。まず第1は、高齢者の安全安心の確保についてであります。高齢化社会が進む中、最

近異常気象等不安定な災害が発生しています。昨年3月11日の東北大震災や、局地的な豪雨等で多くの尊い命を一瞬のうちに奪い去る事故が発生しております。これらの不安定要因や、異常気象等もあり、高齢者の方が体調を崩し、救急搬送が大変多く見受けられます。9月9日は救急の日となっています。古いデータですが、平成20年版消防白書によりますと、通報から救急車の現場到着までの時間は、全国平均で約7分。到着から患者を搬送し、医療機関に収容するまでの時間は、26.4分であり、交通事情の悪化により、年々ワースト記録を更新しております。家族のいない時に急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことができたとしても、持病やかかりつけの医者及び救急連絡先といった情報を救急隊員に確実に伝えることは困難であります。東京都港区は安全と安心を守る救急情報の活用支援事業を全国で初めてスタートいたしました。この事業は自宅に救急車を呼んだとき、迅速で的確な救命措置を施すことを目的に救急医療キットを高齢者や障害者及び健康に不安のある方なら希望者全員に無料配布する、プラスチック容器のキットは冷蔵庫に保管し、キットの中には個人の医療情報や緊急連絡先、本人の写真などを入れておきます。救急隊員が駆け付けた時、冷蔵庫を開ければキットがあり、情報を知ることができ、より迅速に搬送ができます。さらに、災害時にも有効であります。自宅の玄関扉の内側には、ステッカーを張り、冷蔵庫にもステッカーを張ります。これは冷蔵庫にキットがある目印となります。昔は地域コミュニティがありましたが、今では近所付き合いも薄れ、また個人情報保護の立場から、行政でも個人情報をなかなか集められないという問題があります。夕張市では命のバトンとして配布、京都府亀岡市では命のカプセルと名付けて戸別訪問して手渡しております。また松山市でもこの問題が取り上げられ、安心カード見守り支援事業を始めました。この内容はプラスチックの容器に下記内容を記入して入れておきます。1つ、緊急連絡先。かかりつけの病院。2つ、持病薬の説明書。3つ、健康保険被保険者証のコピー、74歳までの方。4つ目、後期高齢者医療被保険者証コピー、75歳以上の方。5つ目、かかりつけ病院の診察券のコピー。6つ、その他緊急時に必要と思われる情報など。冷蔵庫に保管する理由は、どの家庭にも冷蔵庫はあり、緊急時に駆け付けた救急隊員が見つけやすく、災害時でも冷蔵庫は壊れにくい。更に、冷蔵庫には他人が開けることなく、対象者自身が自分の情報を自分で管理することができます。上記のように、情報キットを保管しておけば、医療機関に収容するまでの時間が短縮され、またあまりコストをかけないでプライバシーも守れます。一人暮らしの高齢者の安全確保の観点からも、「安心安全は冷蔵庫から」を合言葉に、砥部町においてもぜひ導入すべきであると思っておりますが、町長並びに担当課長のご所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、交通事故防止対策についてであります。愛媛県警察本部では、昨年交通事故死亡事故アンダー60を目標に違反取り締まりやパトロールに取り組んでまいりましたが、残念ながら91件発生し、達成できませんでした。南署管内で14件の死亡事故が発生しましたが、砥部町内でそのうち6件の死亡事故が発生をいたしました。24年度もアンダー60を目標にして県警上げて危機感を持って取り組んでおります。砥部町においても、昨年の汚名を挽回しなければなりません。事故防止のためにも、危険個所の除去が最も大切であります。日ごろ目にする危険個所の改善が最も必要であります。高尾田

交差点に昨年秋、麻生方面から県道伊予川内線を右折する右折ゾーンが完成しました。皆さん大変喜んでおります。麻生から直進して森松方面に向かう場合は右折車があると直進できません。そこで渋滞していたのが、緩和されました。しかしながら、右折の矢印信号がないため、右折する場合、森松方面から砥部町方面に直進する車で右折ができず、交差点の中で1、2台入って待機し、直進車の通過を待って信号が黄色に変わってスタートできますが、それでも直進してくる車があり、赤になってようやくスタートするのが現状です。完全に信号無視であり、いつ事故があってもおかしくない危険な状況です。したがって、早急に右折矢印信号を設置する必要があると思います。せつかく高い費用をかけて右折ゾーンができて、効果は半減です。今後の改善について町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員のご質問にお答えをいたします。細部に渡りご質問をいただきました。まったくそのとおりだと思います。この2件につきましては、すでに実施、また新年度予算にも計上しておりますので、そのまま実施をしたいというふうに考えております。まず始めに高齢者の安全安心の確保についてのご質問ですが、高齢化が進む中、ご指摘のような医療情報の活用支援は非常に重要であると考え、本町でもこの救急医療情報キットを平成24年度から導入するよう当初予算に計上をしております。この事業により、これまで以上に高齢者の安全安心が確保できるものと考えております。次に、交通事故防止対策についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、高尾田交差点の改良の効果を高めるためには、矢印式の信号機は必要と考えて、昨年5月に松山南署に要望しておりましたところ、2月末に設置されましたので、もう今日は点灯されているのではないかというふうに思っております。交通事故防止のため、今後も警察と認識を共有し、町内の危険箇所の改良に努めて参ります。以上で中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） すでに実施が決まっておったり、もう実施されておるといのは、大変ありがたいことだと思います。私はあとを追っかけてるような感じのように思いますけれども、よくなることは大変いいことだと思います。そこで2、3質問をしたいと思えます。最初に砥部町が把握しています災害時の要支援援護者の数、また、一人暮らしの高齢者の人数、また高齢者の人数、一人暮らしじゃない高齢者の人数ですね、また高齢化率、そして救急、今度消防の方になりますが、救急出動件数、救急搬送に占める高齢者の割合、以上について現在把握していることについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 私の方にデータは頂いておるんですけど、担当の係の方からここで勉強をしたいと思えますので、答弁をさせます。

○議長（政岡洋三郎） 重松介護福祉課長

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの中村議員さんのご質問にお答えします。まず災害時要支援者の数でございますが、砥部地区で現在431名、広田地区で63名、合計494名の方が今のところ申請をされております。続きまして、一人暮らしの高齢者の人数

でございますが、砥部地区で568名、広田地区で80名、合わせて648名でございます。また、65歳以上の高齢者の数でございますが、砥部地区で5,049名、広田地区で437名、合わせて5,486名。また高齢化率でございます。これは人口に対する65歳以上の割合でございますが、砥部地区では23.7%、広田地区では47.1%。全体で申しますと、24.6%の高齢化率となっております。いずれもこれは24年1月末日現在の数字でございますので、よろしく願いいたします。以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 中村議員のご質問にお答えします。緊急出動件数でございます。平成23年中ということで、救急出動件数827件、内訳としましては、砥部地区が748、広田地区が79、その中の搬送人員ですが782名、砥部地区が708、広田地区が74人でございます。救急搬送に占める高齢者の割合でございますが、65歳以上ということで申しますと、先ほど言いました搬送人員782人中、449人が該当します。その内訳としましては、砥部が392、広田が57、ということで、砥部地区は搬送人数中高齢者の割合が55.4%、広田の方につきましては77%という数字となっております。

○議長（政岡洋三郎） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） ありがとうございます。今のご報告のとおり、確かに老人の方が、私も老人ですけども、多くなっておるとい状況は明らかであると思います。この間の新聞で今治市で救急の実態を統計を取ったんですけど。救急車を利用するのにですね、重病人でなくても入院する人でなくても、タクシー代わりに使うというんですね。そういうので、大変戸惑っておると。やっぱり、いざ重病な方が出た時に、やっぱりよそから車を回さなきゃいかんと、救急車を。その場合、大変時間もかかりますし、また重病人であるので、一時も早く搬送しなきゃいけないのに、そういう軽傷者の方をなるべくそのね、救急車を利用しないと、そういうムードを作っていく必要もあるんじゃないかとこのように思います。パトカーでもタクシー代わりに使って乗っていくという人をよく前にも事例がありました。救急車をタクシー代わりに使って動いたりする人がおるといことで、今治の現地にこういう統計出ておりますので、1つの啓蒙をする必要があるんじゃないかと、このように思います。1つ先ほど言いましたように、キットについてご説明しますと、最初アメリカのオレゴン州でこういう事業がスタートしたそうですね、アメリカで。それで大変好評だったといことで、東京都港区と消防庁が検討を重ねまして、そこで初めてスタートしたと、そういうのが現状であります。このキットの特徴としましては、覚えやすいこと、探しやすいこと、保管しやすいこと、こういうメリットがあって、大変好評であると言われております。ステッカーをドアの内に貼るんですね。ステッカーありますけど。キットがありますというステッカーをドアの内側に貼っとくんですね。そうするとドア開けた時には消防、救急隊が開けた時には、あ、この家にはあるんだなど。その時は冷蔵庫にもステッカー貼ってるそうですね。そしたら冷蔵庫ぱっと開けると。そしたらそれを見て対応ができると、そういうことでございます。この間、NHKのテレビでも松山の女性の80歳の方が風呂場で倒れて、一人もんだったんで、やっとの思いで救急車に、1

19番しまして、その人もキットを取りつけておってですね、命拾いましたというテレビが、本人が出て、私も見たことがあります。そういうことで、これはやっぱりいざという時にですね、混乱しておりますし、病気の方が大変ですので、自分は完全に混乱してですね、私も一度、3年ぐらい前にお世話になりましたですね、病院についた時には自分意識がないんですね。だから緊急の連絡先とかどうだこうだいうて、問いかけられてもね、全然こたえられませんですね。そういう時にこういうキットがあるのは大変いいことであると、このように思います。松山市では、9,700個キットを作成してですね、民生委員を通して、また福祉協議会を通して取扱いをしていると、こういうことでございます。砥部町においても先ほど町長も答弁にありましたように、すでに始めようという答弁でございますので、本当に早くして、1人でも2人でも、それが利用して助かって、命を助かるということは、素晴らしいことであると思いますし、また段々高齢化しますんで、こういう利用者も増えてくるのではないかと、このように思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

また、高尾田交差点の件については、西岡議員も取り上げておられたそうでした、ダブりますんで私に譲っていただいたというお話を聞いておりますんで、やっぱり大勢の人がこれが必要なんだぞと、そういう意識を持っておられたというので、すでに稼働しておるということは、本当にこれはいいことだと思います。本当に感謝申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。また今後もまた色々質問事項、勉強しましてですね、先にね、今回のようにすでに実施していただけるように、やっぱりそういう事案を見つけてですね、町に訴えてどんどん改善することは改善して行って、町民の安心安全に繋げていったら、大変いいことだと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上で中村茂君の質問を終わります。次に4番、大平弘子君の質問を許可します。4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席番号4番大平弘子です。2つほど質問いたします。1つ目は、中学生の自転車通学についてであります。砥部町ではありませんが、自転車がお年寄りに当たり、お年寄りが転倒、運悪く亡くなられた方がおられました。砥部中学校では、何名の生徒さんが自転車通学をして、保険はどのようになっているのか。今まで自転車通学の事故はあったのでしょうか。あったのであれば、何件の件数で、事故後の処理をお伺いします。自転車通学は中学校まで家から何km以上とか、どこの地域とか、自転車通学ができる範囲の決まりがあるのでしょうか。お答えください。

2つ目は、防災対策について、伊方原発の事故の場合、半径30km圏内は避難が必要と言われていますが、上空の気流によっては、50km圏内の砥部町も安全とは言いきれず、避難対策を考えておくべきです。大地震の場合、河川からの逆流も考えられます。起こるべくして災害は起こるのではなく、想定外も考えるべきではないでしょうか。国の防災指針見直しに伴って、砥部町も指針の見直しが必要と思うのですが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員のご質問にお答えします。初めに中学校の自転車通学についてのご質問につきましては、このあと教育長の方から答弁をさせたいと思います。次の防災対策についてのご質問ですが、原子力災害対策特別処置法の改正案では、原子力施設からおおむね30km圏内の自治体に地域防災計画の見直しを義務付け、本町が該当する50km圏内については、防護措置を実施する地域になっています。この防護措置については、今後国において検討していく必要があるとされており、来年度以降、予定されている原子力防災指針の改定など、先ほど大平議員さんも言われましたように、国の動向、国の指示によって対応させていただきたいと思います。津波の河川逆流の対策については、県による主要河川の調査が計画されていることから、この結果を見て対応してまいりたいと思います。以上で大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 大平議員のご質問にお答えします。砥部中学校の自転車通学についてのご質問でございます。砥部中学校では、本年度自転車通学生324名の生徒が自転車通学をしております。生徒数全体に占める割合は、約51.8%ということでございます。その自転車通学の生徒全員が自転車総合保険、これに加入をしております。また事故の件につきましては本年度、昨年4月からの本年度の状況でございますけれども、交差点で自動車と軽い接触をした接触事故が1件、そして自転車で側溝、溝の側溝に落ちた事件が1件、そして自転車で道路の縁石に乗り上げて転倒した事故が1件という3件の事故がございますけれども、いずれも軽易な事故でございまして、大きな事故事件等に至った事故ではございません。そして事故の起こった際の処理でございますけれども、事故があった場合には学級担任、そして生徒指導教諭等が現場に急行いたしまして、必要に応じて病院搬送であるとか、保護者への連絡というふうなことを取るような態勢を取っております。それから自転車通学の範囲でございますけれども、これは以前にはキロ数の設定をしておったかと思っておりますけれども、中学生の生徒の減少で自転車置き場の余裕ができたというふうなこともあって、最近は見直しをしております。現在の自転車通学の許可範囲という形では、麻生小学校区は全域許可範囲になっております。宮内小学校区については、大角蔵、七折、そして川井の一部、そして砥部小学校区については鶉ノ崎、外山、大平、岩谷、万年、川登、大谷、天神、久保田、そして五本松の一部、これが自転車通学の許可範囲というふうなことになっております。最後に、自転車通学生の安全教室の徹底、それから運転のマナー等の指導を行いまして、また、教職員が登下校中にも安全運転の見回りなども行っております。今後とも安全教育に努めて参りたいというふうに考えております。以上で大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 自転車の講習はですね、小学校で交通安全協会が各学校で指導をしておられると思いますが、中学校では、自転車で通学されている生徒にどのような交通マナーを指導しているのでしょうか。これから先の未来を担う子どもたちの命を奪うことのないよう、中学生の自転車通学に対して、今一度交通指導や交通マナーの指導を持ってみてはどうでしょうか。最近のことですが、自転車が並行して話しながら走っているのを私

は注意いたしました。そういうことは事故に繋がりますので、そういうのを徹底していただきたいと思っております。今一度お考えをお聞かせ下さい。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 再質問にお答えをさせていただきます。中学校での自転車、通学の自転車の交通ルールのマナーの教室ということでございますけれども、まず年度当初には交通安全指導であるとか、新入生への自転車教室、こういったことを実施をしておりますし、大体毎年6月には交通安全マナー教室というようなことで、南署からも担当課に来ていただきまして、ビデオを見たり、あるいは指導を受けたりというふうなことをしております。そして特に道交法の改正、あるいは、昨年、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進というようなことで、通達がございました。そういった際には、その内容に応じて一列通行であるとか、あるいはライトがついてなかったら違反になるとか、こういった細かい何点かあったと思っておりますけれども、そういったことを周知をいたしておりますし、特に自転車は車両であるというふうなことの認識を徹底をさせていただきますし、特に国道の両側にあります歩道等を通行する際には、歩行者の優先を徹底するんだというふうなこと、そしてルール守らなかった場合の罰則でありますとか、交通事故に対するリスク、こういったこと等についても交通安全教室等で周知をしております。そして合わせてやはり、先ほど申し上げましたように車両でありますし、事故というのは自分が注意しただけでもなくならないというふうなこと等もでございます。自分の命は自分で守るといった危機管理、こういったことも併せて、学校で適宜指導をしております。こういう状況でございます。

○議長（政岡洋三郎） 4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） ありがとうございます。2番目の防災対策についてのことですが、これまでの防災対策は地震に重点を置いておりました。そういう傾向でしたが、東日本大震災のような大きな津波を受けて、県危機管理課は河川の溯上調査を設け、津波災害対策を新築することになりましたが、砥部町は河川の逆流はないとお考えでしょうか。砥部町は旧広田村と合併したことで、お年寄りの多い山間部の集落が増え、台風や地震、大雪大雨によって集落の孤立がいつ起こっても不思議ではないと思われま。南海大震災も起こるのではないかと報道されております。災害時も過疎地域や高齢者への対応など、課題が改めて浮かび上がりました。地域住民の協力、要請はもちろんでありますが、非常災害対策自衛隊法に、町の職権で自衛隊の派遣を町長は災害派遣を命ずることができると、第8条、同法第8条にありましたが、今までに自衛隊の要請はあったのでしょうか。自衛隊への要請はあったのでしょうか。そういうふうなことは今までなかったのでしょうか。それを今一度伺いたします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの大平議員さんのご質問にお答えしたいと思います。私は重信川の水が逆流で砥部町まで及ぶとは考えておりません。しかし、県の方が先ほど申し上げましたように、調査中でありま。それによって対策を立てるということで、県から指導があります。そういうことでございます。重信川というのは非常に急峻な川な



んですよね。皆さんが見るとなだらかな川に見えますけど、一度に水がだっと流れてしまう、非常に急峻な川であります。そういうことで、今想定されてるのは、瀬戸内海で松山近辺でしたら2m40ぐらいまでと、この間八幡浜の方が5mというような話も出ましたが、その時点でも2m少々ということでございますので、それ以上の差がありますので、それについてはあまりないのではないかという考え方を持っております。しかし、県が今、細かいところも調べておりますので、その件の調査を待って我々としても対策を立てたいというふうに思っております。それから自衛隊の出動要請というのは、私になってからはございません。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 自衛隊の要請がないということは、大きな事故がなかったということなので、いい方向ではないかと思っております。以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第2号 22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結について
(説明、質疑、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第6議案第2号22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成24年3月2日提出、砥部町長中村剛志。1、契約の目的 22教育第19号砥部中学校改築工事。2、変更契約金額 18億5,198万6千円。うち消費税及び地方消費税の額が8,818万9,809円。3、今回変更による増額 1,133万6千円。うち消費税及び地方消費税の額53万9,809円。4、契約の相手方 戸田・蜂谷・有光特定建設工事共同企業体。代表者 香川県高松市塩上町二丁目8番19号 戸田建設株式会社四国支店 支店長藤脇照人。それでは内訳につきまして、ご説明申し上げます。別添の資料の方をご覧いただいたと思います。今回、変更をお願いするのものにつきましては、一期工事特別教室棟仮設校舎の分でございます。内訳を申し上げますと、1番目に施設の洗面器から砥部焼の洗面器への変更、これにつきましては材料支給という形に変更させていただきますので、65万6千円の減額となるものでございます。次に受水槽の位置変更につきましては、位置変更に伴いまして、127万6千円の増額でございます。次に浄化槽の位置変更でございますが、これにつきましては256万6千円の増額でございます。4、蛍光灯からLED照明への変更でございますが、330万4千円の増額でございます。5番目としまして、仮設校舎内部の変更でございますが、窓の透明ガラスからすりガラス、また、教室カーテ

ンの設置、段差スロープの設置、手洗い場の増設等によりまして、332万5千円の増額でございます。次に6番目でございますが、西門から仮設校舎への通路の整備152万1千円の増額。合計しまして、1,133万6千円の増額でございます。下の表でございますが、請負額の変更でございます。変更前でございますが、18億4,065万円。変更後、18億5,198万6千円。差額の1,133万6千円でございます。元の議案書に戻っていただきます。提案理由でございますが、22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 仮設校舎の照明は蛍光灯なんですか、LEDなんですか。それから、もう1つは、受け取りに行った時に、説明もされていたようなんですが、もう1度説明をいただきたいんですけども、黒板前は蛍光灯でやりますということでしたね。その理由。その2つお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。仮設校舎の照明につきましては、蛍光灯でございます。特別教棟の方の照明につきましては、先ほど言いましたLEDに変えておりますが、40型のLEDで本数にしまして232本でございます。教室の前部にあります黒板の照明につきましては、蛍光灯でございます。これは、反射光を利用した照明となっておりますので、蛍光灯となっております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他に質問はございませんか。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第2号22教育第19号砥部中学校改築工事請負契約の変更契約の締結については、可決されました。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時43分 散会

平成24年第1回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成24年3月5日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成24年3月5日 午前9時30分 議長宣告	
出席議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 辻 充則 会計管理者 東岡 秀樹 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 重松 邦和 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 日浦 昭二 広田支所長 丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	1人	

平成24年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 議案第 3号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第2 議案第 4号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第 5号 砥部町特別会計条例の制定について
- 日程第4 議案第 6号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第 7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 8号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 9号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度砥部町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 3 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 4 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度砥部町水道事業会計予算

・ 散 会

平成24年第1回砥部町議会定例会

平成24年3月5日（月）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第3号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1議案第3号砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第3号砥部町過疎地域自立促進計画の変更について。砥部町過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

変更内容でございますが、計画中、8文化振興の、文化の振興等に、ところに、カギ括弧で囲んでおりますように、（3）事業計画として地域文化の振興、民話の里づくり事業を加えるものでございます。提案理由でございますが、現在砥部町過疎地域自立促進計画に基づいて、産業振興、生活環境等の整備を計画的に実施しておりますが、この度、過疎対策事業債を充当する事業を実施するにあたり、当該事業の砥部町過疎地域自立促進計画への掲載が必要であることから、提案するものでございます。具体的には、お手元の方に議案第3号資料として過疎地域の計画を入れておりますが、その16、17ページに8地域文化の振興というのを入れておりますが、その中に具体的な事業名として（3）と事業計画を加えるものでございます。なお、過疎地域振興計画につきましては、議会の議決を経て整理することになりますが、変更手続きについても、ご議決をいただいて整理することになります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第3号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議においてお願いします。

日程第2 議案第4号 砥部町道路線の認定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第2議案第4号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) 議案第4号砥部町道路線の認定についてご説明いたします。町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

認定する路線名でございますが、大平支線。起点及び終点、砥部町大平55番1先から大平603番地2地先までです。提案理由といたしまして、この道路は、国道33号三坂道路の側道で、砥部町管理の道路となるため、町道認定するものでございます。なお、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。1ページ目です。大平支線の延長でございますが、55m。幅員は5.5mから35.8m。赤色で表示しているところがございます。この道路は国道33号三坂道路を新設するため、集落内の道路の機能回復のため設置されたものでございます。なお、黒で表示しているのが既存の町道大平線でございます。以上町道認定よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第4号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって議案第4号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

日程第3 議案第5号 砥部町特別会計条例の制定について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第3議案第5号砥部町特別会計条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第5号についてご説明申し上げます。砥部町特別会計条例の制定について。砥部町特別会計条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

砥部町特別会計条例の全部を改正するものでございます。第1条としまして、特別会計を列記しておりますが、8つの特別会計を入れております。これは官庁会計に当たる部分で、公営企業会計は該当しません。第2条としまして、地方自治法に定める弾力条項を適用できることとしております。附則として、この条例は公布の日から施行するものでござ



います。提案理由でございますが、各特別会計の明記等、地方自治法第218条第4項の弾力条項を適用するため、提案するものでございます。弾力条項という言葉について、少し説明を加えさせていただきます。資料の方、付けさせていただきますが、資料の2ページ、括弧で議案第5号資料と書いておるものでございますが、これは自治法と地方公営企業法に規定がございますけれども、ここでは自治法の適用範囲である官庁会計の特別会計を対象にしております。まず条件としましては、特別会計であること。企業会計についてはすでに使えるようにしております。また条例で定めていること。業務のために直接必要な経費の不足を補うものであること。業務の増加により増加すると見込まれる収入の範囲内であること。これらが要件として必要になります。なお、このような特例は通常適用することはございませんが、予算運用の幅を広げるといような意味で、今回提案するものでございます。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第4 議案第6号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第4議案第6号砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは議案第6号について説明をさせていただきます。砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

まず初めに、提案理由の説明でございますが、3ページの下段をご覧ください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法が一部改正されまして、これまで法令で規定されていた水道事業布設工事監督者の配置基準などについて、地方公共団体の条例で定めることとされたため、提案するものでございます。条例の中身でございますが、1ページの方へ戻っていただきま

して、第1条、条例の目的、この条例は水道法の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行うものに必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とするものでございます。第2条で布設工事監督者を配置する工事でございますが、条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設、これは取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設でございますが、これらの工事の新設、または次の各号に掲げる増設もしくは改造の工事ということで、第1号が1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更にかかる工事。第2号では、沈でん池、ろ過地、浄水地、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造にかかる工事、これらの工事を行う場合は、工事監督者を配置しなければならないということでございます。第3条では、布設工事監督者の資格を定めております。布設工事監督者が有すべき資格は、第1号から次のページの第8号までを定めております。中段の第2項でございますが、第2項は簡易水道事業のように供する水道については、前項第1号第6号の経験年数を半分と定めております。第4条では、水道技術管理者の資格について定めておりまして、条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、第1号から次のページの第6号まで定めております。第2項は、簡易水道又は1日最大給水量が1,000m³以下である専用水道につきましては、前項第1号簡易水道以外の水道とあるのは、簡易水道と、同条第2項から第5項の経験年数を水道の半分としてございます。第2条、第3条、第4条ともに、現行の国の基準と同様としております。なお、砥部町役場の職員のうち、布設工事監督者の有資格者は5名。水道技術管理者の有資格者は7名で、生活環境課にはそれぞれ3名が在職しておりまして、そのうち水道係にそれぞれ2名が在職しております。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） それでは議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

今回の条例の改正の中身でございますが、別表中にございます体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由でございますが、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されました。同法附則により、スポーツ振興法に基づく体育指導委員はスポーツ推進委員とみなされることとなったため、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第8号 砥部町税条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第6議案第8号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案の理由説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 議案第8号砥部町税条例の一部改正について。砥部町税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

まず提案理由でございますが、2ページをお開けください。提案理由でございます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律が公布されたため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。まず、条例第95条でございます。たばこ税の税率でござ

いますが、1,000本につき4,618円から5,262円に改定いたします。次に、附則第9条でございますが、町民税の分離課税にかかる所得割の額の特例、これにつきましては退職所得分についてでございますが、削除といたします。続きまして、附則第16条の2、3級品の煙草の税率でございます。しんせい、エコー、わかば等でございますが、1,000本につき2,190円から2,495円に改定いたします。次に、第25条、個人の町民税の税率の特例等を新たに加え、平成26年度から平成35年度までの個人の町民税の均等割額を500円加算いたします。施行期日でございますが、1ページにお戻りください。この条例は公布の日から施行するものとします。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものといたします。まず、附則第9条の退職所得の改正規定につきましては、平成25年1月1日から。次に、条例第95条及び附則第16条の2、第1項の改正規定のたばこ税の税率でございますが、平成25年4月1日から施行するものといたします。次に、町民税に関する経過措置でございますが、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等につきましては、従前の例によるものといたします。2ページをお願いいたします。町たばこ税に関する経過措置でございますが、平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税につきましては、従前の例によるものといたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。2番森永茂男君。

○2番（森永茂男） ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ、たばこ税の税率が1,000本につき4,618円から5,262円とすると、これはようは国が決めた税率じゃないに、町単独でやる税率ということなんですか。もうそうなると、また別個に町単独に税率が決めて値上げができるということなんか、それとも他の理由でこういう金額になるか、そのところを教えてくださいたいのですが。

○議長（政岡洋三郎） 辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 森永議員さんのご質問にお答えさせていただきます。煙草の税率につきましては、国からの標準税率によるものでございます。以上で森永議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第7 議案第9号 砥部町公民館条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第7議案第9号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） それでは議案第9号につきまして、ご説明申し上げます。砥部町公民館条例の一部改正について。砥部町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

それでは新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。第16条の中にございます審議会の組織でございますが、審議会の委員さんにつきましては、法第30条第1項の規定するもののうちから教育委員会が委嘱すると、現行でなっております。これを学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱するというふうに改正するものでございます。これにつきましては、公民館運営審議会の委員さんの委嘱任命の基準が、今までは法律で定められておりましたが、削除されました。新たに文部科学省令で定める基準で、基準を参酌して条例で定めることとなりましたので改正をお願いするものでございます。議案書に戻っていただきまして、附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正され、公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり、省令で定める参酌すべき委員の基準に従い、条例で定める必要が生じたため、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 質問ではないんですけど、これ4月1日の日が抜けてるよう思うんですが。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 井上議員さんからのご指摘のとおり、日が抜けております。誠に申し訳ございません。ご訂正をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第8 議案第10号 砥部町保育所条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8議案第10号砥部町保育所条例の一部改正についてを

議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） それでは、議案第10号砥部町保育所条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由といたしましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第10号資料の新旧対照表をご覧ください。第14条中、法律の改正により私立認定保育所の定義を定めた規定の繰り上げに伴い、その引用箇所でございます。第10条第1項第5号を第10条第1項第4号に改めるものでございます。議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第10号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第9 議案第11号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第9議案第11号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） それでは、議案第11号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案第11号砥部町母子家庭医療の費助成条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

それでは、まず最初に提案理由についてご説明を申し上げます。裏面の2ページをご覧ください。所得税法の一部を改正する法律の施行により、年少扶養控除の廃止によって、従来の助成対象者が影響を受けることのないよう提案するものでございます。また併せて児童福祉法の一部改正に伴う用語等の整備を図るため提案するものでございます。内容につきましては、別紙の新旧対照表の方をご覧ください。右側の改正後の案でございますが、まず第3条でございます。ここでは受給資格について定めた条項でございます。後期高齢者医療と国民健康保険に適用される一般被保険者、これらについての住所地特例と呼ばれる制度でございますが、これに基づいて受給資格を定めた内容でございます。裏面の2ページをご覧ください。第4条のところでございますが、ここでは先ほど

提案理由でご説明申し上げました、児童福祉法の中身でございます障害児施設医療費から、障害児入所医療という文言の改正が行われておりますので、ここでも併せて改正をしております。第2項におきましては、診療報酬の算定方法、これの参照省令、厚生労働省令が改正されておりますので、これを併せて改正を行っております。それから一番下の第6条第2項でございますが、これは申請者からの申請手続きの時効を6箇所から2年に改めるものでございます。それでは、議案書の方へお戻りください。議案書の1ページでございます。附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行する。第2項第3項は経過措置について定めたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第11号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第11号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第12号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第10議案第12号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 議案第12号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

まず最初に、提案理由の方でございますが、裏面の2ページをご覧ください。助成対象の拡大、小学生の入院医療費を今回追加をお願いさせていただきます。これに伴い、助成対象者の助成対象者及び助成にかかる規定を改正するため、提案するものでございます。で、併せて先ほどと同様、児童福祉法の一部改正に伴う用語等の整備を図るために提案させていただくものでございます。それでは、条例の内容につきましては、新旧対照表の方をご覧くださいと思います。まず1ページ目、改正案のところでございますが、まず、条例の題名を改正いたします。乳幼児医療費のあいなかに、及び児童、を追加をいたします。第1条の目的のところでございますが、ここにも併せて、及び児童、を追加をいたします。第2条定義のところでございますが、ここでは乳幼児についての対象者を規定をさせていただきます。ここでは4つの要件を今回入れております。まず1点目が第2条の1行目にあります、出生の6歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にあるもの、これを年齢基準と定めております。2点目が、その次にございます医療保険確保の規定によ

る被保険者、または被扶養者としておりまして、すべての医療保険の被保険者を対象とする基準を設けております。3点目は次の国保法第116条の2に規定されている住所地特例の規定適用についてでございます。4点目が生活保護法の適用者をこの制度から除くということについて定めております。次に、その下の第2項のところでございます。ここでは、児童の医療補助について定めてございます。6歳に達する日以後における、最初の4月1日から12歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にあるもので、以下、医療確保、それから住所地特例に関する規定等は同様でございます。次の2ページをご覧ください。第3項でございます。ここでは保護者についての規定がございますが、改正前は助成者として限定したものを、ここで砥部町在住者のうち、親権を行うもの、そしてこのあとに乳幼児または児童、を追加する改正を行ってございます。以下、第4項以降は項番号を繰り下げでございます。その2段下の第6項をご覧くださいと思います。ここでは先ほどの文言の訂正、改正を行っております。入所医療という表現でございます。そして、第7項でございますが、ここは新設になってございます。ここでは、保険医療機関、これについての規定を文言を入れてございます。そして一番下の段、第4条、助成のところでございますが、ここでは文言の改正を行っております。次のページ、第3ページをご覧くださいと思います。議題の現在の第5条に当たる条項でございますが、これは先ほど第2条で規定をしておりますので、ここでは削除をしております。第6条が1条繰り上がりまして、第5条となっております。ここでは、助成の、第2項のところでございますが、助成の優先適用を決めてございます。乳幼児医療を適用する際に、母子家庭医療、あるいは重度心身障害者医療、これらを持っておられる方を優先適用するという規定でございます。それでは議案書の方へ戻っていただきたいと思います。議案書の裏面、2ページをご覧ください。附則でございます。この条例は平成24年4月1日から施行する。第2項は、経過措置でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森永茂男君。

○2番（森永茂男） ちょっとお尋ねいたします。これ、児童にまで給付対象は広げたということで、なんですが、入院にかかる保険給付についてということで、要は通院は対象にならないと捉えて間違いないのでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの森永議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ご指摘のとおり、入院医療費が対象でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第12号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いしま

す。



日程第11 議案第13号 砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第11 議案第13号砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長(大野哲郎) 議案第13号砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

それではまず提案理由でございますが、2ページをご覧くださいと思います。提案理由でございます。児童福祉法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う用語等の整備を図るため提案するものでございます。それでは内容について新旧対照表をご覧ください。今回外国人登録法が廃止されました。その関係で、この文言を削除してございます。第3条の中段に下線がございます。ここでは先ほどの条例改正と同様に、住所地特例について規定をしたものでございます。そしてその一番下の段でございます。1ページの一番下の段の、第2項でございます。これは新たに設けた条項でございます。前項に規定するもののほか、町長が特別の事情があると認めたものとする、という条項も設けてございます。2ページ、裏面をご覧ください。第4条におきましては、障害児施設医療費から、障害児入所医療という文言に改正する内容でございます。第2項におきましては、先ほど同様、診療報酬の算定方法の参照省令、これの内容を改めると、改正するというところでございます。それでは議案書の方へ戻っていただきまして、1ページでございます。附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし第3条の改正規定に基づく外国人登録をしているものに係る部分を削るに限る、は、同年7月9日から施行する。第2項は経過措置でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第13号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いいたします。

日程第12 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第12議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長(重松邦和) それでは議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部が改正されたこと、及び平成24年度からの介護保険料率を改正するため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第14号資料の新旧対照表をご覧ください。第4条中、平成21年度から平成23年度を平成24年度から平成26年度に改め、第1号及び第2号中、2万9,700円を3万3,500円に。第3号中、4万4,600円を5万300円に。第4号中5万9,400円を6万7,000円に。第5号中、7万4,300円を8万3,800円。第6号中、8万9,100円を10万500円に保険料率を改めるものでございます。議案の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。また、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条に規定する保険料率は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。さらに、条例第4条第4号に掲げるもので、前年の年金収入額と、合計所得額の合計金額が80万円以下である第1号被保険者については、特例といたしまして、平成24年度から平成26年度までの保険料率は第4条の規定にかかわらず、5万8,300円とするとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。8番栗林政伸君。

○8番(栗林政伸) 6段階で一番下が3,800円。値幅が、値上がりが3,800円。一番上が1万1,400円か。その6段階にあるんですが、これなんか新聞等にもいろいろよその市町村も平均の値が出とんですが、砥部町は大体平均でいくらになっとんか、おわかりでしたら教えていただきたらと思います。

○議長(政岡洋三郎) 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長(重松邦和) ただいまの栗林議員さんのご質問にお答えします。まず愛媛県の平均が今回第5期が5,406円となっております。砥部町の5,583円は、県下20市町のうち、5番目の順位ということでございます。以上で、5,406円が県の平均でございます。で、砥部町が基準額が5,583円でございます。で、順位が県下で5番目ということでございます。以上です。

○議長(政岡洋三郎) 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第14号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第13 議案第15号 砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正について  
（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第13議案第15号砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは議案第15号砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

まず最初に提案理由でございますが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴いまして、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について、条例で定めるため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、第2条の次に次の1条を加えるもので、第2条の2、技術管理者の資格として、廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項の資格に定める資格を有する者であることとする。この条文を加えるものでございます。なお17条第1項に定める資格を有する者につきましては、資料の2の裏面につけておりますので、ご参照いただけたらと思います。砥部町の職員にはごみ処理施設技術管理者が3名ございまして、そのうち2名が美化センターに在職しております。また最終処分場技術管理士が1名ございまして、環境衛生係に在職をしております。附則でこの条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第15号の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。2番森永茂男君。

○2番（森永茂男） ちょっとお聞きしたいんですけど、技術管理者の資格を有する者を置くということらしいんですけど、要は今までそういう資格を持った、先ほどは資格もった人間はおいでたみたいですけど、要は条文上、そういうのがなかっただけなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 森永議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。今まで法律で規定されていたものが条例で規定しなければならなくなったため、条例で規定するものでございまして、内容につきましては、法律で規定されておったものと全く同様ということでございます。以上で森永議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いをします。

~~~~~

日程第14 議案第16号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第14議案第16号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは議案第16号砥部町公共下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

まず最初に提案理由でございますが、下水道法施行令の改正により、特定事業場から公共下水道に排除される下水に含まれる1・1ジクロロエチレンに係る排除基準が緩和されたことに伴い、提案するものでございます。この1・1ジクロロエチレンでございますが、ちょっと聞き慣れないと思いますのでまず最初に説明をさせていただきます。1・1ジクロロエチレンは、揮発性の有機塩素化合物の一種で、無色透明な不快臭の液体でございます。主な用途は塩化ビニール等樹脂の原料や、フィルム洗浄剤などがあり、人体への影響としては、麻酔作用があるそうでございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。現行は、第23条で水質適合のための除外施設の設置ということで、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除外施設を設け、又は必要な措置をしなければならないとして、第1号から第42号まで排出物とその基準について定めております。その中で第15号の1・1ジクロロエチレン1ℓにつき、0.2mg以下を、改正案は1・1ジクロロエチレン1ℓにつき、1.0mg以下と改正するものでございます。なお、砥部町には現在対象事業場はございません。附則に戻っていただきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第16号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、産業建設常任委

員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願い
します。

~~~~~

日程第15 議案第17号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に  
ついて

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第15議案第17号砥部町公共下水道事業の設置等に関する  
条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦  
生活環境課長。

○生活環境課長(日浦昭二) 議案第17号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例  
の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村  
剛志。

まず始めに提案理由でございますが、下水道法の改正に伴いまして、公共下水道事業計  
画の策定にかかる認可制度が廃止されたため、提案するものでございます。改正の内容は、  
別紙の新旧対照表により説明させていただきます。現行では第4条第2項公共下水道事業  
の規模は次のとおりとするということで、第1号区域、下水道法第4条第1項による認可  
を受けた事業計画に定める区域、となっておりますが、これを区域、下水道法第4条第1  
項の規定により定めた事業計画における区域と、第2号では施設を、設置による認可を受  
けた事業計画を定めるを、規定により定めた事業計画におけると、改正するものでござい  
ます。附則に戻っていただきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するもの  
でございます。以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお  
願い申し上げます。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第17号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、産業建設常任委  
員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願い  
します。

~~~~~

日程第16 議案第18号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について

(説明、質問、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第16議案第18号砥部町営住宅管理条例の一部改正につい

てを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第18号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてご説明をいたします。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

改正内容につきましては、別紙の新旧対照表を見ていただけたらと思います。今回の条例改正は国の公営住宅法の改正に伴い、条例改正するものでございます。改正内容でございますが、国の法律では公営住宅入居者の同居親族の要件等が廃止され、住宅の管理者である事業主体、砥部町が条例で定めることとなります。そのための改正でございます。それでは右の欄、改正後案を見ていただけたらと思います。入居資格、第6条関係（3）収入基準は旧の公営住宅法施行令に指定する金額とする改正でございます。これはただし、この国の地域主権改革一括法等により、今後国が定めた基準以下で条例で定めなければなりません。次のページをお願いいたします。2項、老人、身体障害者その他、特に居住の安定を図る必要があるものの基準でございます。（1）60歳以上の者、（2）障害者基本法関係、（3）戦傷病者特別援護法関係、（4）原子爆弾被爆者に対する援護法に関する法律関係、（5）生活保護関係、（6）海外から引揚者関係、（7）ハンセン病関係、（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関係でございます。（1）～（8）に該当しているものは、同居親族がいなくても特に住居の安定を図る必要があると認め、1人でも入居ができるということでございます。次のページをお願いいたします。3項は（1）～（8）の関係者であっても、常時の介護なしで1人で生活できる者しか入居できませんので、その調査、面接ができるという規定でございます。次の第7条、28条、30条は以上の条例改正による条項の整備でございます。それでは議案書3ページに戻っていただけたらと思います。この条例は平成24年4月1日から施行する。経過措置として、この条例の施行日前に56歳以上の者については、改正後の砥部町営住宅管理条例第6条第2項第1項の規定に関わらず、現に同居し又は同居しようとする親族があることを要しない、としております。なお、この56歳以上の者とあるのは、今から6年前、単身入居できたのは50歳以上ということで、公営住宅法でなっておりましたけど、6年前に60に規定がされましたので、その時の経過措置ということでございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○2番（森永茂男） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第18号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いいたします。

ここでしばらく休憩をします。なお再開を、午前11時といたしたいと思いますのでよ

ろしくお願いします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

日程第17 議案第19号 平成23年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第18 議案第20号 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）

日程第19 議案第21号 平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）

日程第20 議案第22号 平成23年度砥部町介護保険事業特別会計  
補正予算（第3号）

日程第21 議案第23号 平成23年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第24号 平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第25号 平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） それでは再開します。日程第17議案第19号から日程第23議案第25号までの平成23年度補正予算7件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第19号一般会計補正予算（第7号）から議案第23号とべの館補正予算第1号までを私の方からご説明いたします。お手元の方に補正予算概要をご用意ください。その1ページをお願いいたします。全体的なところでございますが、一般会計23年度3月補正をご覧いただきたいんですが、3億9,582万7千円の増額補正で、累計93億1,652万7千円となるものです。特別会計の方は5,623万9千円の増額補正となりまして、全体で48億9,251万円でございます。累計でございます。企業会計でございますが、マイナスの4,983万3千円。累計11億8,564万9千円でございます。今回の補正の総額は、4億223万3千円。累計いたしますと、153億9,468万6千円になるものでございまして、対前年同期と比べますと、15億9千万ほどの増、全体で11.5%ほど膨らんでおる状況でございます。それでは各補正の内容をご説明いたします。一般会計の補正予算書をご用意ください。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第19号平成23年度砥部町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,582万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,652万7千円とするものでございます。それから、第2条として、繰越明許費を定めております。第3条とし

て、地方債補正を定めております。まず3ページをお開きください。歳出でございますけれども、各款項の増減を現わしております。大きなものとしましては、13款諸支出金、1基金費として5億340万1千円を積み上げるものが大きくなっております。これらについては、後ほどご説明させていただきます。4ページをご覧ください。24年度へ繰り越す予定の事業でございます、繰越明許費としてご審議いただくものでございます。11件の事業を予定しております。なお、中学校改築事業につきましては、継続費を組んでおりますので、逡次繰越という形になりまして、今回の繰越明許という形では現れて参りません。5ページをご覧ください。地方債の補正でございますが、ご覧の起債について、それぞれ限度額を引き下げるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従来通りでございます。それでは歳出の内容についてももう少し説明させていただきます。申し訳ありませんがもう一度補正予算の概要の方ご用意ください。2ページをお願いいたします。補正予算概要の2ページでございます。まず全体的なことでございますが、事業の確定等による財源の組み替えを行っております。(1)財源組替とあるところでございますけれども、大きなものとしては、市町振興協会交付金を財源に、表のような財源組替をしております。また、もう1点東日本大震災の復旧に本町も協力してきたわけでございますが、その経費について、県から災害救助費負担金149万2千円を交付していただきました。これを財源に3ページ上にあるような財源組替を行っております。それからもう1つ大きなこととしまして、不用額の整備をしております。約1億4,900万円の減額措置を取っております。3ページ下の(3)不用額の整理、これを次の4ページにかけて記載しておりますが、坂村真民記念館の工事費、松山南部2期農免農道の事業費の負担金の減額、公共下水道の繰り出し、伊予消防等事務組合負担金の減額とか、町債の預金利子の減額などが大きなものとしてございます。少し飛んで7ページの方をご覧ください。13款の諸支出金でございますが、大きなものとしまして、最初の○にありますように、公共施設更新準備基金積立金を5億13万7千円増額しております。これらが一番大きなものとなります。それから先ほど申しました繰越明許費につきましては、9ページの方にそれぞれの予算計上時期、それと財源状況、繰越額を入れておりますので、ご覧いただいたらと思います。最後に地方債補正でございますが、10ページの方に具体的な事業名と起債限度額の削減分を入れております。これによりまして、23年度の一般会計の起債の限度額の総額は16億8千万円となるものでございます。ただ、この事業について中学校を中心に繰り越す事業が多くなっておりますので、24年度と合わせてみていただくのが適切かと思っております。一般会計につきましては以上でございます。

次に国民健康保険特別会計補正予算に移らせていただきます。国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)をご用意ください。その1ページをお願いいたします。議案第20号平成23年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。まず事業勘定でございますが、3,897万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ24億6,366万3千円といたします。それから、直営診療施設勘定は、35万円を減額し、歳入歳出それぞれ8,889万2千円とするものでございます。3ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございますが、各款の増減でございますけれども、大きな



ものとしまして、10款諸支出金1項償還金及び還付加算金として、3,364万9千円。これが主なものでございますけれども、平成22年度の事業の確定に伴いまして、療養給付費等負担金の返還をするものでございます。もらい過ぎていたものを返す。それから基盤安定負担金も一般会計の方へ返還いたします。これら合わせて3,360万9千円でございます。2ページの方にこの財源を入れておりますけれども、国庫補助金と繰越金を充てることとしております。次に5ページの歳出をご覧ください。直営診療施設勘定の歳出でございます。歯科医、医業費を35万円減額しております。ただ、これの財源につきましては、全体では4ページの方に表記しておりますけれども、診療収入が減少すると見込まれまして、その分を一般会計、8款繰入金、1. 他会計繰入金、これは一般会計からの繰り入れでございますが、355万2千円増額するという形で補っております。これによりまして一般会計からの繰入総額は、3,778万8千円の予算額となります。国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

続いて後期高齢者医療特別会計の補正予算書をご用意ください。よろしいでしょうか。議案第21号平成23年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ55万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,793万6千円とするものでございます。3ページをご覧ください。この歳出でございます。総務費の155万4千円の減額につきましては、広域連合への事務費負担金を減額するものでございます。それから、対象者の増加などに伴いまして、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金を100万円増額いたしております。合わせて55万4千円の減額でございます。これに伴います財源は2ページに記載してございますが、保険料収入が保険料の方が100万円上がりまして、一般会計繰入が155万4千円減額するという措置を取っております。後期高齢者医療特別会計につきましては以上です。

続いて介護保険事業特別会計に移らせていただきます。補正予算介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の1ページをお開きください。よろしいでしょうか。議案第22号平成23年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。保険事業勘定でございますが、1,132万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,236万2千円とします。介護サービス事業勘定でございますが、5万9千円を追加し、3,922万8千円とするものでございます。それからこの補正につきましては、第2条として繰越明許費を定めております。また後ほどご説明させていただきます。まず3ページをお開きください。1款の総務費88万円につきましては、システムの改修費を追加しております。2款保険給付費でございますが、事業それぞれ追加いたしまして、955万円を追加するものでございます。4款の地域支援事業につきましては、2項包括的支援事業任意事業内で目間の予算組替を行っております。1目に介護予防ケアマネジメント事業がございますが、これを54万6千円増額し、任意事業、5目に任意事業というのがございます。この分を54万6千円を減額するという措置を取っております。補正額としては現れて参りません。あと諸支出金でございますが、介護保険運営繰入金ですが、介護従事者処遇改善臨時特例基金の残分、これが89万1千円ございまして、この分を国に返還するため、計上いたしております。財源につきましては、2ページの方にありますような

形で計上しておりますが、この内、7款繰入金、一般会計繰入金が147万3千円。これは法定分といいますか、給付増に伴う分につきまして、一般会計が受け持つ法定分と事務費分でございます。それから基金繰入金につきましては、先ほどの処遇改善の分89万1千円と、介護の運営基金141万6千円を合わせて203万7千円を繰り入れることとしております。4ページをお開きください。繰越明許費89万1千円となっておりますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金の返還金でございます。この分につきましては、この基金がまず国の交付金を対象に積み上げられたものでございまして、23年度末までの期限を切った基金でございます。そういうことで、残りの分につきましては、残額につきまして、国の方に返還するということとなります。その受け入れについては、24年度の受け入れとなるため、繰越明許費を定めるものでございます。それから6、7ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定でございまして、5万9千円の増額でございまして、この内容につきましては、30、31ページの方をご覧ください。1目の居宅介護サービス事業費を5万9千円、これについてはここに書いておるように、介護職員の処遇改善分の委託分として増額いたします。2目の介護予防サービス等事業費で、ケアプラン作成委託料を41万2千円増額しまして、それに同額を賃金減額する措置を取っております。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。

続いて、とべの館特別会計に移らせていただきます。とべの館特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開きください。議案第23号平成23年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条として歳入歳出それぞれ679万円を追加し、歳入歳出それぞれ4,779万6千円とするものでございます。3ページをご覧ください。そこの679万、歳出でございまして、基金費として、とべの館運営基金へ積み上げるための措置でございます。この財源については2ページにありますように繰越金と財産運用収入を充てております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 続きまして、議案第24号25号について一括して説明させていただきます。議案第24号平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号について、説明をさせていただきます。そちらの方をご覧ください。第1条、平成23年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条、平成23年度砥部町公共下水道事業会計予算第2条第4号に定めた業務の予定量を次のように改める。管渠を7,600万円減額し、4億44万6千円とするものでございます。国庫補助金の減額により、予定事業を繰り延べするものでございます。処理場を390万円減額し、1億6,210万円とするもので、浄化センターの完成による精算によるものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のように補正する。まず収入でございまして、第1款第2項営業外収益を1,975万8千円増額し、1億1,365万1千円とするもので、平成22年度決算に基づく消費税及び地方消費税の償還分を2,690万9千円追加しまして、一般会計からの補助金を715万1千円減額するものでございます。収入合計は1億2,559万2千円となるものでございます。次に支出でございまして、第1款第1項営業費用を1,975万8千円増額し、1億677万7千円

とするもので、平成22年度末までの取得資産に対する減価償却費を増額補正するもので、支出合計は1億2,559万2千円となるものでございます。次のページをお願いします。第4条、予算第4条に定めた資本的収入および支出の予定額を次のように補正する。まず収入でございますが、第1款下水道資本的収入を7,990万円減額するもので、内訳でございますが、第1項企業債を5,070万減額。これは建設改良費の減額に伴うものでございます。第2項負担金は、2,600万円増額します。一括納付者が見込みより多かったことによる増額でございます。第3項補助金は、3,220万円減額いたします。建設改良費の減額によるものでございます。第4項出資金は、2,300万円減額します。受益者負担金の収入増による減額でございます。以上歳入合計は5億9,699万2千円となるものでございます。次に支出でございますが、第1款第1項建設改良費を7,990万円減額し、5億9,457万4千円とするもので、国庫補助金減額に伴う工事費等の減額でございます。支出合計は5億9,699万2千円となるものです。第5項予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。限度額を5,070万円減額し、2億6,630万円とするものでございます。第6条、予算第10条本文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額7,680万2千円を6,965万1千円に、支出を受ける金額4,784万8千円を2,484万8千円に改めるものでございます。

続きまして議案第25号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）をご覧ください。1ページでございます。第1条、平成23年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条、平成23年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のように補正する。支出ですが、第1款上水道事業費用を1,030万9千円増額し、2億9,899万1千円とするものでございます。内訳でございますが、第1項営業費用を1,027万円増額し、2億5,606万4千円とするもので、減価償却費を163万円、固定資産の除却費を864万円増額するものでございます。第3項特別損失を3万9千円増額し、4万円とするもので、これは不能欠損18件分でございます。以上支出合計が3億1,679万8千円となるものでございます。第3条、予算第4条本文括弧中、不足する額1億4,515万4千円を不足する額1億3,967万7千円に、過年度分損益勘定留保資金1億3,715万4千円を過年度分損益勘定留保資金1億3,167万7千円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入でございますが、第1款第3項負担金を547万7千円増額し、648万9千円とするもので、消火栓の新設改良に伴う一般会計からの負担金でございます。以上収入合計が659万円となるものでございます。平成24年3月5日提出、砥部町長中村剛志。

以上で議案第24号25号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 水道会計の方で課長さんお尋ねすんですがね、先ほど18件で3万9千円の不能欠損と言われましたね。単純に計算したら2千200円ほどですよ。3万9千小さい言うんじゃない、まじめに払う人は払うが、払わん人がおるということでは、

これはとても許せることじゃないんです。一番大きな不能欠損をした方は、その3万6千のうちいくらですか。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。不能欠損処理処分でございますが、18件で10人分でございます。3万8,170円、全体で3万8,170円でございますが、この内最高の金額ということでございますが、ちょっと今手持ちの資料がございませんが、破産によるものが5人、それと転居先不明によるものが5人。10名の内訳はそうになっております。またその細かい数字といいますか、最高の金額がいくらになるかということについては、ちょっと手持ちの資料がございませんので、またあとで報告させていただいたんでよろしいでしょうか。以上で三谷議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） そうしましたら、詳しい資料をあとで提出願います。他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第19号から議案第25号までの平成23年度補正予算7件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号まで平成23年度補正予算7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いします。

ここで昼食のため休憩をいたします。なお、会議の再開を1時10分といたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

午前11時30分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（政岡洋三郎） それでは再開をいたします。午前中三谷議員から質疑のありました件につきまして、担当課長より説明申し上げます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。不能欠損処理の最高額は、8,120円でございます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 課長これ、8千円いうたら大体1ヶ月分ですよ。普通の家庭の徴収に行かなんだんですか。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。この該当の方は、1カ月分で48tの、基本使用料をオーバーすることの、48tの額でございます。なお、調定から2カ月経ちますと、一応督促状を出します。督促状を出しても払っていた

だけない場合は、1カ月ぐらいで催告書を出します。催告書を出しても払っていただけない場合は、事前停止予告を4カ月後に出します。それでも払っていただけない場合については、給水停止をするわけですが、この方につきましては、自己破産処理をされておりまして、もう取りようがないので、一応2年経ちましたので、今回不能欠損処理をするものでございます。以上で三谷議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの金額のいかんじゃなくて、やっぱりね、ほとんどの人は払ってくれとんですから、これはどなたにも言えることですが、やっぱり頂くものは、当然払っていただくということだけは1つ、怠らんようにですね、要望しておきます。以上。

~~~~~

日程第24 議案第26号 平成24年度砥部町一般会計予算

日程第25 議案第27号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第28号 平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 議案第29号 平成24年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第28 議案第30号 平成24年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第29 議案第31号 平成24年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第30 議案第32号 平成24年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第31 議案第33号 平成24年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第32 議案第34号 平成24年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第33 議案第35号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第34 議案第36号 平成24年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第24議案第26号から日程34議案第36号までの平成24年度当初予算11件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 平成24年度当初予算につきまして、議案第26号一般会

計から34号浄化槽特別会計までを私の方からご説明させていただきます。まず全体的なところでございますが、お手元の方にまとめております平成24年度当初予算の概要をご用意ください。その1ページをお願いいたします。表にしておりますけれども、一般会計が、24年度一般会計当初予算が68億1,574万1千円。昨年に比べますと、18億7,841万6千円、率にして21.6%の減少と、大幅な減少となっております。次に特別会計でございますが、総額が47億8,982万7千円。それに企業会計、公共下水道事業と、水道事業の収益資本、それぞれ合わせまして、11億3,169万9千円。合計いたしますと全体規模で127億3,726万7千円。対前年度13.3%の減少ということで、大幅な減少となっております。一般会計、介護保険の事業勘定、公共下水道事業の資本的支出などが大きく減少しました。特に一般会計につきましては、先ほどから申しておりますが、中学校改築事業の本体部分の計上を23年度にしていたということがございまして、大幅な減少となりました。増加の方で目立つものとしましては、国民健康保険の事業勘定、水道事業の資本的支出がございまして。一般会計につきましては当初目標として掲げておりました予算査定時における要求と一般財源の乖離、約7千万円の解消、それから一般会計の建設事業分の町債を1億4千万円で、そして臨時財政対策債は1億円、財政調整基金の取り崩しを昨年度3億円の計上ということで、予算を組み上げておりました、目標とするところには達しております。6ページの表2をご覧ください。まず人件費でございますが、町全体の職員人件費につきましては、当初比較でいきますと、1,448万8千円の増加でございます。職員数についても当初予算ベースで比較しますと、2名増ということになっております。職員数につきましては、第2次職員適正化計画に沿って、職員数の管理をしております、最終的には平成27年4月、200名ということを目指しております。それから、7ページの表4をご覧ください。今回町全体の町債の発行見込み額でございます。それから、24年度末の残額見込みでございますけれども、一般会計が現年分として2億4,420万円。前年度繰越分が15億8,800万ほどございまして、計18億3,310万円の発行、それから公共下水道の方が現年分2億2,210万円。前年度繰越分7,560万円ございまして、合計2億9,770万円。全体合計が21億3,080万円の発行予定でございまして、24年度末の起債残高は、町全体で見ますと、119億3,800万ほどの額になりまして、23年度見込み額よりも増加するという形になります。それでは、各会計の説明に入らせていただきますが、まず一般会計からご説明させていただきます。一般会計の予算書の方をご用意ください。議案第26号平成24年度砥部町一般会計予算。平成24年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算でございますが、先ほど申しましたとおり、68億1,574万1千円と定めます。第2条、債務負担行為でございますが、第2表により定めることとなります。それから、第3条、地方債につきまして、第3表の方で定めます。まず債務負担と地方債の方についてご説明させていただきます。6ページをお開きください。25年度以降で、支出債務の限度額を定めるものでございますが、ここでは固定資産の評価システムの構築と、保守管理に関するものとして、29年度までの分として、限度額5,110万5千円を。それから、砥部焼陶芸塾、これにつきまして

は、2カ年事業とするため、25年度分、200万円を限度額として。それと、砥部地区の3小学校の教育用パソコン、ソフト借上分として、26年度までで505万7千円を限度額として、定めるものでございます。7ページの地方債でございますけれども、町債の当初発行予定はここにありますように合併特例債から臨時財政対策債まで2億4,420万円でございます。後ほど内容についてはご説明させていただきます。それから、ここで継続費の方の執行状況等を説明させていただきます。196ページをお願いいたします。中学校改築事業につきましてでございますが、継続費を組んでおります。この件につきましては、補正予算の際にもご説明しましたが、逓次繰越ということで、自動的に余ったお金を繰り越される形になります。22年度の補正で計上いたしまして、24年度までの予算をお願いしておりました。ここで右から5番目のところ、前年度末までの支出見込額をご覧ください。ここは23年度末までの支出見込額ということでございまして、4億9,624万9千円を執行すると、あと残りの22、23分計上の残り分、右側の当該年度支出予定額の上のところでございますが、22億492万5千円を逓次繰越することになります。それと、24年度分の当初予算分、1億9,321万7千円でございますので、24年度の中学校改築事業予算は、23億9,814万2千円で執行することになりまして、予算上は23年は非常に大きくなったわけでございますが、執行段階に入りますと、24年度予算が、実質的には一番大きなものとなるというふうにご理解いただけたらと思います。1ページにお戻りください。第4条の一時借入金でございますが、10億円を限度としてしております。第5条歳出予算の流用でございますけれども、同一款内での項を越える流用につきましては、人件費から人件費の流用ということで、ご議決いただきたいと思っております。それでは少し中身の方に入らせていただきます。それにつきましては、申し訳ないんですがもう一度当初予算の概要の方で説明させていただけたらと思います。飛んで申し訳ないんですが、当初予算の概要の9ページをお願いいたします。まず表6にございます歳入予算でございますが、町税など自主財源、繰入金を除きますと、約26億9千万ほどになります。対前年度で見ますと、6.9%ほどの増加で、歳入に占める割合も10.6ポイントほど増加しまして、39.5%となります。まず町税は3,400万ほどの増で見込んでおりますが、固定資産税が評価替えで減少すると見込んでおりますが、個人の町民税につきましては、年少扶養控除の廃止などもございまして、増加すると見込んでおります。また町たばこ税につきましても、今までの増税に伴う売り上げの減少が見られなかったということから、1,800万ほどの増額で見込んでおります。これらで増加しております。交付税等につきましては、地方交付税のうち、普通交付税で23年度の決定額を基準に見込みました。その結果、当初に対して、地方交付税が5千万円ほどの増ということで見込んでおります。25億円でございます。この項目全体では、1.4%と4,080万ほどの増としております。それから、1つ飛びまして、国県支出金、これにつきましては、中学校の改築、子ども手当制度の改正などが影響しまして、約4億4千万円の大減としております。町債は申しましたとおり、中学校等の影響で大幅に減っております。16億1,340万円の減でございます。その他のところでございますが、財政調整基金につきましては、昨年同様3億円を見込んでございます。それ以外で、基金のところまで真

民記念基金が4, 100万ほど昨年ございましたが、今回は基金については見込んでございません。次に歳出でございますが、少し飛びまして14ページをご覧ください。目的別、款毎の歳出と昨年比較でございますけれども、総務費、教育費が大きく減っております。民生費も減少となっております。これらは図の4で比率を見ますと、やはり民生費の占める割合が高く、土木費が低いという状況になっております。最近の世界情勢と申しますか、そういう傾向を示しておると思っております。款毎の主要事業については、15、16ページにまとめておりますが、ここでは省略させていただきます。17ページをお願いいたします。この予算を性質別で見ますと、補助費、貸付金が増加して、扶助費、公債費などが減少しています。貸付金の増加については、四国労働金庫が行う自治体提携融資制度のための預託金2, 500万円を計上したことによります。補助費の増加は砥部消防署庁舎改築に伴う伊予消防等事務組合への負担金の増などによるものでございます。扶助費は、子ども手当の減少、公債費は、大型事業で発行した起債の元金償還が始まるまでは減少傾向で入っ
てまいります。人件費につきましては、長期の臨時雇用の方、約年間180日以上の方の賃金につきましても人件費として計上いたしました。その結果若干増加するということになっております。投資的経費につきましては、19、20ページにまとめておりますけれども、20ページの図8をご覧くださいいたしたいんですけれども、先ほども申しましたが、平成23年度予算に計上しておりました中学校改築事業や、宮内幼稚園の園舎耐震補強等整備事業、これらが24年度に繰り越される形で、投資で見ますと図8にありますように、23年度決算見込みで13億1, 900、それから24年度当初予算に27億7, 600というふうな形で逆転して現れる形になります。24年度は相当大きなものになるということでございます。それから、22、23ページをご覧くださいいたしたいんですが、これは1つの目安として見ていただいたらと思っておりますが、今回の予算、家計に置き換えております。昨年度もこういう形でお示しをしましたが、今回少し考え方をえまして、先ほど申しました自主財源、26億9千万ほどお示ししましたが、それをご家庭で言いますと、年収400万円の給料だというふうに見ますと、このような形で、親元からの仕送り、国等からの補助金交付金等でございますが、これらが多くを占めまして、全体では1千万を超える収入ということになります。それらの支出については、人件費などの食費が266万ほどあるような状況になってまいります。これをこの考え方で昨年の予算状況と比較しますと、昨年の給与に当たるものは、375万ほどで、若干昨年の方が給料が少ないというところになります。また、この収入の状況で資産を見てみますと、これバランスシートから出ておりますが、大体砥部町は約6千万ほどの財産を家庭で見ますと、400万ほどの収入で6千万ほどの財産を蓄えたということが言えます。その資金の面で見ますと、借金で1, 170万。自己資金で4, 800万ほど賄っておるということです。ただし、非常に大きな財産を持っておると言えますが、ただしその実情から行きますと、仕送りの部分が半分以上あってこれだけのものできておるということになります。それから個々の事業説明につきましては、24ページ以降にまとめておりますが、後ほどご覧いただいております。一般会計につきましては以上でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計に移らせていただきますが、ここからは予算書の方で

ご説明させていただいたと思います。まず国民健康保険事業特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第27号平成24年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございますが、まず事業勘定は24億5,235万円。直営診療施設勘定8,579万1千円と定めるものでございます。それから、一時借入金は事業勘定の方で1億5千万円、限度額でございますが。直営診療施設で2千万円と定めております。流用の件でございますけれども、事業勘定の保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用、款内での流用を認めていただきたいと考えております。それでは歳出でございますが、12、13ページをお願いいたします。前年比較をわかりやすくするためにここで説明させていただきます。24億5,235万円の歳出は、前年度と比較しますと4,124万2千円の増でございますが、増加要因としては、2款保険給付費が2,445万7千円増加して、16億9,467万7千円と計上しております。また、7款の共同拠出金事業も830万ほど増加しております。これらが要因として挙げられます。保険給付費につきましては、増加幅は下がっておるわけなんですけれども、増え続けております。現在被保険者が6,500人ほどでございますけれども、保険者も増加しており、医療費も増加傾向にあると、こういう中で、増加しておるところでございます。この財源でございますが、10、11ページをお願いいたします。前のページでございます。1款の保険税は、4億4,122万1千円で、昨年とほぼ同程度でございます。3款国庫支出金が6億3,960万7千円で、対前年5,600万円の大幅増となっておりますが、国の療養給付費負担金が増加するというふうに見込んでおります。5款の前期高齢者交付金が2,858万2千円の減でございますが、23年度の決算見込額を基に、24年度は下げるという結果になっております。それから、9款の繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れは国保財政調整基金の取り崩しでございますが、一般会計からの繰り入れが昨年とほぼ同程度、それから国保財政調整基金は昨年より4千万円減らして、6千万円で計上しております。国保の財政調整基金につきましては、23年度は予算は計上しておりましたが、取り崩しなしで済ませると見込んでおりました、24年度に予定通り取り崩ししますと、残額は1億円程度になると見込まれます。次に直営診療施設勘定ですが、44、45ページをお願いいたします。歳出でございますが、当初予算額は8,579万1千円。総務費、医療費、それぞれ減少しております。総務費につきましては、職員1名減と見込んでおりました、740万円の減少です。医療費は前年より370万ほど減りまして、2,854万9千円としております。減少幅につきましては小さくなっております。歳入は前ページでございますが、23年の状況を勘案しまして、1款診療収入を560万ほど減少で見込んでおります。繰入金につきましては、4,311万円を見込んでおりますが、うち一般会計分は3,668万4千円でございます、対前年予算より520万ほど少なく見込んでおります。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

次に後期高齢者医療特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。議案第28号平成24年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ2億656万4千円と定めるものでございます。歳出

でございますが、8、9ページをお開きください。この特別会計は対象者の保険料や町の一般会計が負担する事務費分などを受け入れて、県広域連合に収めることが主の目的となっておりまして、医療費の支払いについては広域連合が行うという形になります。当初予算2億656万4千円は昨年より1,825万3千円の増でございます。2款広域連合納付金が1,809万円増えております。それがそのまま予算の増加に繋がる形になっております。この財源につきましては、前のページでございますが、6、7ページをご覧ください。1款の保険料1億3,816万6千円と3款の繰入金6,835万6千円が主なものでございます。繰入金は一般会計繰り入れでございますが、基盤安定分が増加しております。後期高齢者医療特別会計については以上でございます。

次に介護保険事業特別会計の予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第29号平成24年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出でございますが、保険事業勘定は17億6,987万9千円。それから、介護サービス事業勘定、これが4,086万9千円と定めるものでございます。それから、一時借入金の限度額でございますが、保険事業勘定で1億円。介護サービス事業勘定で200万円と定めます。流用については第3条に定めてございます。それでは12、13ページをお開きください。保険事業勘定の歳出でございますが、この介護保険事業勘定の方につきましては、24年度から第5期の事業計画に入ります。26年度までの3年間でございますが、予算につきましては、この第5期事業計画の標準給付予定額を基本に作成しております。対前年度で約2,600万円の減少でございますけれども、介護保険につきましては、3年をひとくくりに事業量を考え、支出を見込みます。その結果、計画期間の最終年度に対して、次期計画期間の初年度の予算が低く出てくるという場合がございます。今回もそのような形になりました。中心になる保険給付費は1,800万円減の16億8,987万6千円でございます。保険給付費につきましては、決算ベースで見ますと22年度決算で約16億円。23年度決算見込みで16億5千万円でございますが、実績ベースで見ますと、3千万円ほどの増は見込んでおるとい形になります。それから、4款地域支援事業も160万程度下がりました、4,786万円と見込んでおります。この財源でございますが、前のページ10、11ページをご覧ください。1款介護保険料でございますけれども、3億4,841万8千円でございますが、対前年4,469万4千円の増で見込んでございます。それから7款の繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れの法定分と事務費分、合わせて2億4,973万9千円でございます。これがほとんどでございます。前年度の見込みで、それから繰入金の関係では前年度の23年度予算で見込んでおりました介護保険事業運営基金繰入3,337万ほどございましたが、この分については今回は見込んでございません。次に介護サービス事業勘定でございますが、54、55ページをお願いいたします。このサービス事業勘定でございますが、通所介護事業と介護予防サービス事業の2つで構成されております。通所介護事業は高齢者生活福祉センターの1階で実施しているデイサービス事業でございますが、事業は広寿会に委託する形で行っております。予算では2款1項1目の居宅サービス事業がそれに当たりまして、13款委託料が主なものになっております。今年度は3,069万1千円、24万1

千円ほどの増でございます。その他財源の495万1千円のうち、210万ほどが一般会計からの繰り入れという形になります。それから2目の介護予防サービス等事業でございますが、ケアプランの作成事業で、町の地域包括支援センターが行っております。1,016万5千円を計上しております。介護保険事業特別会計は以上でございます。

次にとべの館特別会計でございますが、予算書の1ページをご覧ください。議案第30号平成24年度砥部町のとべの館特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ4,090万8千円と定めるものでございます。8、9ページをお開きください。ほぼ前年並みの予算規模でございます。1款の館運営費4,081万4千円、この内売店の仕入れ代が3,300万ほどございまして、これが主なものでございます。歳入については6、7ページをご覧ください。1款の売店収入4,071万3千円を計上しております。この収入で運営しているところでございます。とべの館特別会計については以上でございます。

続きましてとべ温泉特別会計でございますが、予算書の1ページをお願いいたします。議案第31号平成24年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出の予算を4,650万9千円と定めるものでございます。3ページの方をご覧ください。ただきたいんですが、支出でございます。温泉運営費が4,650万3千円。諸支出金として、基金費6千円は計上しております。とべ温泉につきましては、昨年源泉井戸の洗浄を行いました。これが終わっておりますので、約1,180万の減少ということになります。2ページの方に歳入を計上しておりますが、温泉入浴料収入や、売店の売り上げなど、事業収入が4,185万円。今年度は年間通してフル営業できるという見込みで385万円ほどの増で見込んでおります。とべ温泉につきましては、特別会計については以上でございます。

次に梅野奨学資金特別会計予算でございますが、予算書の1ページをお願いいたします。議案第32号平成24年度砥部町の梅野奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出173万8千円と定めるものでございます。梅野奨学資金特別会計ではこの梅野奨学基金を財源に1人当たり月額1万6千円の奨学金を給付しておりますが、24年度は奨学金9名分を予定しております。入学一時金の計上はしてございません。梅野奨学資金特別会計については以上でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計でございます。1ページをお開きください。議案第33号平成24年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ2,602万9千円と定めるものでございます。3ページをお願いいたします。施設の維持管理費用を計上してございます1款事業費と、公債費の返還でございます。公債費を計上しております。合わせて2,602万9千円。今年度は総津の汚水処理施設の方で臨時の修繕費用を計上しております。また公債費につきましては、18年度に借り入れました起債の元金償還が始まることなどから、対前年度で見ますと430万ほど増加になっております。財源については2ページの方でございますが、1款1項の使用料と、3款の一般会計からの繰入金が多くなっております。農業集落排水特別会計については以上でございます。

私の方からの最後になりますが、浄化槽特別会計でございます。浄化槽特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第34号平成24年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ1億1,919万円と定めるものでございます。8、9ページをご覧ください。1款の浄化槽点検管理費1億1,801万4千円。ここで人件費とか管理上にかかる経費を計上しておりますが、2,075万4千円の増でございます。これにつきましては、上野集中浄化槽の解体、それから跡地整備の工事がありまして、一時的に増加する形となっております。諸支出金では当初の基金積み立てを見送っておりますので、約1千万の減となっております。6、7ページをご覧ください。歳入でございますが、ご覧のとおり1款の事業収入につきましては、上野区の集中浄化槽管理負担分がなくなることなどから、870万円の減、4款の繰入金につきましては、先ほどから申しておりますが、上野区の集中浄化槽解体、これにかかる分としまして、町有施設管理基金から2,616万ほどの取り崩し、それから一般会計が受け持つものがございまして、その分300万円を一般会計から繰り入れることとしております。浄化槽特別会計については以上でございます。

24年度の当初予算につきまして、私の方からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 日浦生活環境課長

○生活環境課長（日浦昭二） それでは私の方から議案第35号、36号について一括して説明をさせていただきます。まず議案第35号公共下水道事業会計から説明をさせていただきます。予算書の1ページをご覧ください。議案第35号平成24年度砥部町公共下水道事業会計予算でございますが、第1条、平成24年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量ですが、排水戸数430戸、年間汚水処理水量12万6千 m^3 、1日平均処理水量345 m^3 。主要な建設改良事業は、管渠工事が4億962万5千円としています。第3条、収益的収入および支出の予定額は次のとおりと定める。収入として、第1項営業収益は下水道使用料、他会計負担金が2,581万6千円。第2項営業外収益は事業運営費と支払利息に対する一般会計補助金、消費税還付金等で1億1,104万1千円。収入合計は1億3,685万7千円でございます。次に支出でございますが、第1項営業費用は事務的経費、浄化センターの維持管理費、減価償却費等1億1,536万8千円。第2項営業外費用は、起債償還金実施等、2,098万9千円。第3項予備費は50万円。支出合計は1億3,685万7千円でございます。次のページをお願いします。第4条として資本的収入および支出予定額は次のとおりと定める。収入でございますが、第1款下水道資本的収入第1項企業債が2億2,210万円。第2項補助金は国の社会資本整備交付金が1億5,920万円。第3項負担金及び分担金は公共下水道受益者負担金が2,226万9千円。第4項他会計負担金は一般会計からの負担金が738万円。第5項他会計出資金は一般会計からの出資金が3,446万9千円で、収入合計は4億4,541万8千円でございます。支出でございますが、第1款下水道資本的支出は第1項建設改良費で人件費、設計委託料、工事請負費などとして4億4,122万7千円。第2項企業債償還金が419万1千円で、支出合計は4億4,541万

8千円でございます。第5条企業債ですが、限度額は2億2,210万円で、起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおり一般会計と同様でございます。第6条一時借入金の限度額は8億円と定めています。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条議会の議決を得なければ流用できない経費は職員給与費で4,576万8千円を計上しております。第9条は他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,497万円と定めております。

続きまして、議案第36号水道事業会計予算書の方をお願いいたします。議案第36号平成24年度砥部町水道事業会計予算でございますが、第1条平成24年度砥部町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条は、業務の予定量を定めております。第3条収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定め、収入は第1款上水道事業収益が3億1,584万4千円。第2款簡易水道事業収益が856万1千円。収入合計が3億2,440万5千円でございます。次に支出でございますが、第1款上水道事業費用が2億8,642万1千円。次のページをお願いいたします。第2款の簡易水道事業費用が1,771万円。支出合計3億413万1千円でございます。第4条、資本的収入および支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,657万円は、減債積立金200万円、建設改良積立金600万円、過年度分損益勘定留保資金1億7,857万円で補てんするものとする。収入ですが、第1款上水道資本的収入が5,872万2千円。第2款簡易水道資本的収入が1千円。収入合計5,872万3千円でございます。次に支出の方は、第1款上水道資本的支出が2億4,144万8千円。第2款簡易水道資本的支出が384万5千円。支出合計は2億4,529万3千円でございます。第5条で一時借入金の限度額は2億円と定めています。第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。第7条で議会の議決を得なければ流用できない経費は職員給与費で4,534万7千円を計上しております。第8条たな卸資産購入限度額は2千万円と定めるものでございます。以上で当初予算関係の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたが、ここでしばらく休憩をします。会議の再開を午後2時15分といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。それでは質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの何にもなしっちゃんわけにはいけませんので、財政課長、ちょっとお尋ねしてみたいと思うんですがね。今まで交付金は、これ合併して10年間はいわゆる旧広田村に、いわゆる6億ぐらいあっても、やっぱりそのままそっくり合わせてきたわけですね。あと2年、10年間は合併していわゆるその交付税は、補償しますよということやったんですね。ですから平成20年の20億9千万、21年の26億3千万、2

2年の27億400万、23年が27億8,200万、そして今年が28億2,300万と、上がってきとんですねいくらか。しかし、交付金が下がってから驚いたんではいかなんですよね。来年のことを言うと鬼が笑う言いますけど、もうあと2年です。そうすると早めに贅肉を切るべきものを切っていかなといかん。これはもう国じゃないんです、地方もおんなじやと思うんですよ。痛みは伴います。その見通しの中で、来年から減りました言うて急にやるんじゃないで、やはりこう2年ぐらい前からその助走はせなきゃいけない。さりとして町税が増えるわけではない。ご案内のように町税は一律で大体おんなじぐらいの収入になると思います。さてお尋ねしたいのは、きつくても今後交付金が減ってくれば、当然厳しい決定をしなければならない。見通しはいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 松下企画財政課長

○企画財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えします。地方交付税の算定替えのことを申されておると思いますが、合併して10年間、26年度までは合併算定替えということでそれぞれの町の、合併前の町ですね、基準財政需要額で見ていただけるということで、一本算定になると、その砥部町の場合のその差でございますけれども、大体当初申してましたんが、2億円程度申しましたが、今現在で見ますと、3億程度ございます。これは臨時財政対策債の発行可能額も加えてでございます。これにつきましては、27年度から5年間徐々に減りまして、約2億から3億ぐらいの減少幅になると。このことにつきましては、今までずっと申し上げてきたところでございまして、先般お示ししました中長期の財政計画、財政フレームの中でもですね、これを前提にどういうパターンになりますということで、3つのパターンをお示ししております。あの時にお示ししましたように、これから老朽化施設等の更新をどの程度やっていくかということと、どの程度我慢するかという、ここでその埋め合わせが決まるわけでございますけれども、もちろん公の施設でございますから、これらについてはできる限りやっっていけないといかん。そうなりますと、やはり合併当初に行いましたような行財政改革でございます。これをもう一度やらなければならない時が来るというところでございます。ただ1点付け加えさせていただきますと、砥部町は小さな合併でございましたので、この3億程度の幅というのは非常に少ない幅でございます。他市町と比べますと、幅としては非常に少ない幅だということをご理解いただきたい、それと、臨時財政対策債につきましては、当町は限度額いっぱいまで発行しておりませんので、そこらの幅については、乗り越えられる幅、それらを加味しますと、乗り越えられる幅ではないかというふうに感じております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） この間そういう資料をいただきましたけどね。私どもが、その3億と簡単に言いますが、3億の税収を他で上げる言うたら大変なことなんです。ですから、もう助走の段階で、あと切れる2年前から、切れてから言うんじゃないで、前からやっぱり財政は厳しいもんにしていかなといけない。今町内に企業が来とるわけではございませんし、町民のみなさんが勤めるならどこに勤めたいか。やっぱり町内に勤めたい。じゃあ役場、消防もこれかなりの人を確保しております。こういうもんが失われていって、

したらね、おいおい砥部町に人も住まない、人が住めなくなってくる。そういうもん覚悟してやらなければいけない。そりゃきついですよ、これからのあれは。財政担当される方は、一方で買った分を払わんといかん。これはまったなしだと。公共施設に投資もせんといかない。さりとて人件費下げるわけにはいかない。色んなことを組み合わせただ中で、やっぱり厳しい判断が迫られてくると思うので、私どもも身を切る思いでやりますよ。やけど財政当局においても、やっぱりそういうところはきっちりね、厳しい総花的なもんじゃなくて、血を伴うような、痛みを伴うようなこともございますと思いますが、そこらを大きな判断を間違えないように、1つ要望しておきます。この点、財政課長、今はトップでございます町長の方、私が今言うたことについて、いや違うと、銭は何ぼでもあるぞというのか、あなたのお考えをお尋ねしてみたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 三谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。お金があればいいのはもう間違いないわけですけど、やはりその時代その時代に合った行政をしていくのがその時のトップの仕事だと思います。もちろん言われましたように、長い間のスパンで見通してやらなければならないこともたくさんございます。そういうことで先般、私の方からお示しさせていただいたように、平成37年までのあれを出したと思います。そういうようなことも常に研究しながら、努めて行きたいと思っておりますし、我々はその責任があると思っておりますので、一生懸命努めていきます。また議員の皆様にも色んなお知恵をいただいて、これはもう少し絞った方がいいよとか、こちらの方へ有効に使った方がいいとか、そういう相談をしながら行政を進めて行きたいというふうに思います。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 総論的な話で申し訳ありませんが、先般4日の日、昨日だったと思います。野田総理本人がテレビに出演しておりました、色んなことを話をされておりました。今日の愛媛新聞にも少しふれられておりましたが、がれきの処理の関係です。昨年の3月11日、東北の大震災の関係で、現在マスコミ等を通じてがれきが山積しております。当前東北の岩手、宮城、福島です。これの取り扱いについて全国の市町村、おおむね受け入れに反対やというようなニュースが流れております。東京都知事も出演されまして、何とか東京都も受け入れしたいというようなことを言っておりますが、私は個人的に言えば、昨年あれほど日本国民が絆と言って、東北を助けようじゃないかと、言って一年間絆という言葉が相当マスコミで出ました。とういことは、当砥部町もこのがれきの問題については1つ考えてみたらどうかと私は思います。最終的にどうなるかはわかりませんが、受け入れられるもんだったら、受け入れられたらどうかと。当然予算もかかりますし、町民の反対もあるだろうと思います。その辺りをご検討いただいて、1つどうするかと、話題に乗せてもいいんじゃないかと私は思っております。即答できるような話ではないでしょうから、ご検討いただいたらと思います。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの井上議員さんの質問にお答えしますというより、本当は答弁いらなかったかもしれないんですけど、私もやはり考え方は同じでございますので、

同じ日本国に住んでしているわけですので、当然がれきがなくならなければ東北の復旧というのではないと思っております。そういう意味で、政府が色んな観点から大丈夫だというお墨付きをやはり出していただきたいということもありますし、当然それは受け入れるのが私は日本人同士の仲間意識だというふうに思っております。

○議長（政岡洋三郎） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） テレビには宮城県の知事も出ておりました。知事本人からもぜひ全国の皆さん方に、地方の皆さん方に、受け入れをお願いしたいと言って頭を下げておられました。もし全国どこか、他の箇所でもこういう災害があったら、宮城県は応援をしたいというのがこの現職の知事の発言でございます。ですから、できる範囲で結構です。できない場合もあろうかと思えます。決めるのではなくて、検討をしていただきたいと。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 私のちょっと委員会なんで、ちょっと委員会の折でええかと思ひよったんですけど、まだちょっと一週間先なんで、ちょっと、教育長か局長か、どっちかに、2人共にお聞きしたいんですけど、先だって中学校、今、大改修をやりよんですが、下の県道にですね、大きな石が、今叩きよる石が落ちたいうんは、確認しておりますか。お聞きしておりますか。下の道路に、もう夜は5時以降は恐らく、今体育館やりよんでしょ。体育館を。そのやりよるコンクリの破片がですね、道路に落ちたと。ほいで袋に入れて、このぐらいの袋に入れて、教育委員会に持ってったいう、私昨日聞いたんですけど、2人とも聞いてないですか。そんなことではいかんと思うんですよね。これ、人が通りよったり、車に当たったりしたら大変なことなんですよこれ。人身事故になりますよこれ。これは大きい塊ですから、コンクリの。教育委員会持ってつとると思いますよ。袋に入れて。私はこの、私の委員会でこれをちょっと言おう思ったんですけど、まだこれから1週間先なんで、問題はですね、まだ今やりよんですよね。今は県道のところを、体育館やりよる、今度は南側の町道の方もやると思うんですけど、そういう時のためにですね、ガードマンなんかは付けるようには、見積もりの中には入ってないんですかね。そこら辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 中学校の改築に絡んで色々ご心配いただいて、大変申し訳ないと思います。ありがとうございます。今ご質問がございました、いわゆるガレキの、県道へ落下した部分がということですけど、ちょっと私の方にまだ現在、確認できておりません。私の方はまだ、情報は把握できてないのか、届いておるのか、そこらちょっとわかりませんので、早急に確認はしたいというふうに思っております。いずれにしましても、県道にそういうふうなものが、取り壊しのがれきが落ちるといふふうなことについては、当然施工業者の責任においてただちに撤去する、そして落下することのないような措置を講じる、それは当然のことだろうというふうに思っておりますし、それを防止するためのガードマンというところまでについてはどうなっておるか、まだ、これも早急に確認をさせていただきたいと思えますが、ネットでの防護というのはやっておると思うんです。それで十分

かどうかというのは、何とも言えませんが、いずれにしましても工事によって周辺の方、あるいは道路を通行される色々な方々に対しての支障があってはならないというふうには考えておりますので、早急に確認し、対応をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（政岡洋三郎） 8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） あのですね、私もこれ昨日聞いたんであって、坪内係長のところは行っと思うんですよ。このことは。そして、坪内係長だろうと思うんですけど、工事現場の所長のところに行っですね、説明、言うて、所長は捨てくれたところに行っんですよ。所長が。もしこれが人身事故にでも、もし、これは夜の少ない時に落ちたんじゃないんじゃないから、昼間に落ちんですよ。それでもし車に当たったり、もし人に当たったら、仮に人なんかにやったら、これ重大な事故になるんですよ、大きいから。それで言うたら所長も、その捨てたところにも断りに行っんですよ。それが、局長なり教育長に、そのこと、重大なことなのに上がってないこと事態もおかしいし、今後それを教育長、その現場の所長と、早急に話してもろて、私は1週間向こうで言おうか思いよったんですよ、委員会で。でもちょっとこれは遅いからと思って、もしその間にまたこういうことがあったらいかんと思って、あえて今日言わしてもろたんですけど、早急にですね、現場の所長と、話して、万全な態勢をしてください。お願いしときます。

○議長（政岡洋三郎） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 本日のこの会議終わり次第、ただちに対応を取って事故の無いように万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○議長（政岡洋三郎） 教育長、あの、15日の本会議であとのことの処理とか、それらのことをまたご報告していただきたらと思います。ここで本会議で出っんですよ。皆さんに報告してもらいたいと思います。他にございませんか。

○議長（政岡洋三郎） これで質疑を終わります。おはかりします。議案第26号から議案第36号までの平成24年度当初予算11件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって議案第26号から議案第36号までの平成24年度当初予算11件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月15日の本会議でお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後2時34分 散会

平成24年第1回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成24年3月15日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成24年3月15日 午前9時30分 議長宣告	
出席議員	<p>1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好</p>	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	<p>町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 辻 充則 会計管理者 東岡 秀樹 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 重松 邦和 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 日浦 昭二 広田支所長 丸本 正和</p>	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	2人	

平成24年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第 3号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第2 議案第 4号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第 5号 砥部町特別会計条例の制定について
- 日程第4 議案第 6号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第 7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 8号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 9号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 平成 23 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 平成 23 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 23 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 24 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 24 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 24 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 24 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 24 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 3 議案第 3 5 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 4 議案第 3 6 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 3 5 請願第 2 号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める
請願について

日程第 3 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 8 委員会報告

追加日程第 1 議員派遣について

・閉 会

平成24年第1回砥部町議会定例会

平成24年3月15日（木）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議案審議に入ります前に、3月5日の本会議において栗林政伸君が質問した砥部中学校改築工事に伴う解体時のコンクリート片落下の件について、報告を求めます。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 議案審議の前に時間いただきましてありがとうございます。去る3月5日の本会議におきまして、栗林議員さんからご質問いただきました中学校改築工事に伴う解体時のコンクリート片の落下事故等について、詳細調査をいたしましたので、ご報告を申し上げます。この事故につきましては、お手元に報告書を用意させていただいておりますので、その内容等についてご説明申し上げます。事故が起きましたのは、3月1日の午後1時ごろでございます。発生状況といたしましては、体育館の解体作業を行っておりましたが、その解体がほぼ終了したということで、解体作業に伴います飛散防止パネルを県道側に設置をしておったわけですけれども、その飛散防止のパネルを撤去をしておった際に、そのパネルと足場との間にコンクリート片が残っておったことに気が付かず、パネルを撤去したということで、高さ約4.5mのところから、直径約10cm程度のコンクリート片3個が県道側に落下をしたといった事故でございます。作業員が気がついて回収に参りましたけれども、先に隣接の方に撤去されておったということでございまして、このことによる事故、他の事故事件等は発生はしておりませんでしたので、その点については良かったなというふうに思っております。その後の経緯と対応につきましては、そこにございますので、ご覧いただいたらと思います。この原因につきましては、下の方にございますように、解体作業しておりました作業員が、足場解体をやる際に確認を怠っておったというなこと、それと、特に体育館の西側については、県道のすぐ隣接しておったところであんまり距離がございませでした。そういったことでコンクリート片が落ちるのではないかとといったことに対するリスクの管理が欠けておった。更には未然に防ぐ指示とか確認が徹底をされていなかったといったことが原因であろうと思っております。なお、この事故、事件以降、再発防止対策といたしましては、その後ただちに飛散防止パネルがございましたが、その前に高さ3mの仮囲いを設置をするとともに、ガードマンも配置をいたしました。そして、あと工事の発注者、そして請負業者、管理の会社等にもなお安全意識の徹底というようなことを図ったところがございます。また職員に対しましても、こういった事故等の報告ということとはただちに行うというふうなことの徹底を指導したところがございます。なお現場はもう校舎の解体もほぼ終わりました、建物本体の形はもうすでにございませせん。もう解体した後のがれきを撤去するだけといった状況に現在となっております。いずれにいたしましても、議員の皆様はじめ、周囲の方、関係者の方にご心配ご迷惑をおかけしましたこととお詫びを申し上げます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第3号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第1議案第3号砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教委員長。

○総務文教常任委員長(宮内光久) ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第3号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号砥部町過疎地域自立促進計画の変更については、民話の里づくり事業を、過疎対策事業債を充当して実施するにあたり、当該事業を砥部町過疎地域自立促進計画に載せる必要があるため改正するもので、計画中、8地域文化の振興等に、民話の里づくり事業に関する事業計画を加えています。その内容は適正と認められ、よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第3号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第3号砥部町過疎地域自立促進計画の変更については、委員長のとおりに可決されました。

日程第2 議案第4号 砥部町道路線の認定について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第2議案第4号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号砥部町道路線の認定については、国道33号三坂道路の側道550メートルが町管理道路となるため、町道大平支線として町道認定するものです。認定は適正と認められ、よって議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第4号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第5号 砥部町特別会計条例の制定について

#### （総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第3議案第5号砥部町特別会計条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号砥部町特別会計条例の制定については、現在の砥部町特別会計条例の全部を改正するもので、設置する特別会計を明記するとともに、地方自治法第218条第4項の「業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入を当該経費に使用することができる」旨の弾力条項を適用するため制定されるものです。設置する特別会計、弾力条項の適用の2条の条文が定められ、公布の日から施行されます。その内容は適正と認められ、よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第5号砥部町特別会計条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第6号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第4議案第6号砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、水道法の一部改正により、これまで法令で規定されていた、水道事業布設工事監督者の配置基準等について、条例で定めることとされたため制定されるものです。条例の目的、布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格など4条の条文が定められ、4月1日から施行されることになっています。定められている資格基準は、これまでの国の基準と同じであり、本町では必要な部署には資格のある職員が適正に配置されています。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。  
議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第5議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第7号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、スポーツ基本法の施行により、それまでの体育指導委員がスポーツ推進委員とみなされることになったため改正するもので、別表中の名称を改めています。その内容は適正と認められ、よって議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第8号 砥部町税条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第6議案第8号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第8号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町税条例の一部改正については、地方税法等、関係法令の改正及び公布に伴い改正されるもので、第95条附則第16条の2第1項中のたばこ税の税率の改正が、附則第9条の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等に関する条項の削除が、附則第25条として個人町民税の税率の特例等に関する規定の追加がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第9号 砥部町公民館条例の一部改正について

##### （総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第7議案第9号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました、議案第9号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町公民館条例の一部改正については、社会教育法の一部改正により、これまで法令で規定されていた公民館運営審議会委員の委嘱基準について、条例で定めることとされたため改正されるもので、第16条においてこれまでの法令と同じ内容の基準を定める改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第10号 砥部町保育所条例の一部改正について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第8議案第10号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまし

て、厚生常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号砥部町保育所条例の一部改正については、修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により改正されるもので、第14条の私立認定保育所についての適用除外に関する条文中、法令の引用箇所がなされているものであります。その内容は適正と認められ、よって議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第11号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第9議案第11号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第11号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正については、所得税法等の改正による年少扶養控除の廃止に伴い、従来の助成対象者が影響を受けないようにすること、及び児童福祉法の改正に伴う用語等の整備を図るため改正されるもので、第3条の受給資格者に関する条文、第6条の助成金の支給方法に関する条文の改正、その他必要箇所の条文整備等がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第11号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第12号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第10議案第12号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第12号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正については、医療費助成の対象に小学生の入院医療費を追加すること、及び児童福祉法の改正に伴う用語等の整備を図るため改正されるもので、条例名を砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例に改め、第2条の定義において児童とは6歳に達する日以後における最初の4月1日から12歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者と定め、その他条文中の必要な箇所の改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第13号 砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について  
（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第11議案第13号砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第13号砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、児童福祉法の改正及び外国人登録法の廃止に伴い用語等の整備を図るため改正されるもので、第3条受給資格者、第4条助成に関する条文中の改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第13号砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、委員長のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第12議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正及び第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を定めるため改正されるもので、第4条において第1号被保険者の6段階の区分ごとの額が改正されています。その内容は適正と認められ、よって議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第15号 砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第13議案第15号砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定めるため改正されるもので、第2条の2として技術管理者の資格に関する条が加えられ、廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は国の省令に定める資格を有する者であることとされています。その内容は適正と認められ、よって議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第15号砥部町廃棄物処理施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第16号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第14議案第16号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の結果をご報

告申し上げます。議案第16号砥部町公共下水道条例の一部改正については、下水道法施行令の一部改正により、特定事業場から公共下水道に排除される下水に含まれる1・1ジクロロエチレンに係る排除基準が緩和されたことに伴い改正されるもので、条例中1リットルにつき0.2ミリグラムを1.0ミリグラムに改めています。1・1ジクロロエチレンは揮発性有機塩素化合物の1種の無色透明の液体で、主な用途は、塩化ビニル等、樹脂の原料などであり、人体への影響としては麻酔作用があります。現在の所、町内にはこれの対象事業所はありません。改正内容は適正と認められ、よって議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第16号砥部町公共下水道条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第17号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

##### （産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第15議案第17号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第17号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第17号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、下水道法の一部改正により公共下水道事業計画の策定等に係る認可制度が廃止されたことに伴い改正されるもので、条文中「規定による認可を受けた事業計画に定める」を「規定により定めた事業計画における」に改めています。法改正により認可制度は無くなりましたが、今後も事業の推進にあたっては県との協議は必要であります。改正の内容は適正と認められ、よって議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。



[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第17号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第18号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第16議案第18号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第18号砥部町営住宅管理条例の一部改正については、公営住宅法に規定される入居者資格が改正され、条例に委任されることになったため改正されるもので、第6条の入居者の資格に関する条文に、一人だけでも入居できる場所の老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者に関する制定の項が加えられ、その他必要箇所の条文整備がなされています。その内容は適正と認められ、よって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第18号砥部町営住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。会議の再開を10時45分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第17 議案第19号 平成23年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第18 議案第20号 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第19 議案第21号 平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）

日程第20 議案第22号 平成23年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第21 議案第23号 平成23年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第24号 平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第25号 平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） それでは、再開をします。

日程第17議案第19号から日程第23議案第25号までの平成23年度補正予算7件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに議案第19号平成23年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会所管の主なものは、農林水産費では県が銚子ダム施設と幹線水路の改修を行なうストックマネジメント事業の町負担金725万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として赤坂泉下流水路改修工事の負担金137万1千円を増額、土木費では本年3月に開通予定の万年トンネル開通式典関係経費60万円、県道上尾峠久万線の事業費増額による県土木建設事業費負担金85万6千円を増額し、その他不用額の減額補正、財源組替を行なっています。次に、議案第23号平成23年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号については、とべの館運営基金に679万円を積み立てる増額補正を行なっています。財源は繰越金、基金預金利子を充当しています。次に、議案第24号平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入及び支出については、それぞれ1,975万8千円増額しています。収入は一般会計補助金715万1千円を減額し、消費税等還付金2,690万9千円を増額、支出は減価償却費を増額しています。資本的収入及び支出についてはそれぞれ7,990万円減額しています。収入は企業債5,070万円、国庫補助金3,220万円、一般会計出資金2,300万円を減額、受益者負担金2,600万円を増額し、支出は建設改良費を減額しています。建設改良費の減額は主に国庫補助金の減額に伴う予定事業の24年度への繰り延べによるものです。次に、議案第25号

平成23年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、上水道関係の収益的支出を1,030万9千円増額し、資本的収入を547万7千円増額しています。収益的支出は減価償却費163万円、配水管の布設替えに伴う固定資産除却費864万円、水道料金18件の不納欠損処理による特別損失3万9千円であります。資本的収入は消火栓新設・改良に伴う一般会計負担金であります。以上、議案第19、23、24、25号の4議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第19号平成23年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち当委員会所管の主なものは、障害者福祉関係で介護給付費等支給事業費1,639万8千円を増額、国民健康保険関係で前年度分国民健康保険基盤安定負担金の確定による、国県負担金返還金144万1千円、国民健康保険事業特別会計の施設勘定への繰出金355万2千円を増額、介護保険対策関係で介護保険事業特別会計への繰出金147万3千円を増額、衛生費で妊婦一般健康診査委託料85万3千円を増額しています。その他、不用額の減額補正、財源組替えを行なっています。次に議案第20号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の事業勘定については、3,897万1千円の増額補正で、主なものは、後期高齢者支援金の確定による負担金161万円、社会保険診療報酬支払基金へ納付する介護納付金の確定による不足分294万8千円、22年度事業の確定に伴う基盤安定負担金返還金192万1千円、療養給付費等負担金返還金3,172万8千円を増額し、その他、不用額の減額補正を行なっています。財源は国庫支出金、繰越金を増額しています。直営診療施設勘定は、35万円の減額補正で歯科技巧委託料25万円、医療用備品購入費10万円を減額し、その他財源組替を行なっています。財源は診療収入等の減額分を一般会計繰入金355万2千円増額で調整しています。次に議案第21号平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、55万4千円の減額補正で、内訳は、広域連合への事務費負担金の確定による155万4千円の減額、被保険者が増加したことによる広域連合納付金100万円の増額です。財源は保険料を増額し、一般会計繰入金を減額しています。次に議案第22号平成23年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号の保険事業勘定については、1,132万3千円の増額補正で、主なものは、介護保険システム改修委託料88万円、保険給付費955万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金の廃止による残額の国への返還金89万1千円を増額しています。財源は国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、介護保険事業運営基金繰入金等を増額しています。介護従事者処遇改善臨時特別基金返還金89万1千円は、繰越明許費で24年度へ繰り越されます。介護サービス事業勘定については、5万9千円の増額補正で、介護職員処遇改善のため広田地区における居宅介護サービス事業委託料を増額し、財源は国からの介護職員処遇改善交付金で賄っています。以上、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の4議案についてはいずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきもの

と決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第19号平成23年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会所管の主なものは、総務費で、交通指導員の交代による新規指導員8人の制服代38万8千円を増額、消防費で、消火栓6基改良などの水道負担金623万円増額、諸支出金で、坂村真民記念基金積立金300万円、公共施設更新準備基金積立金5億13万7千円を増額しています。その他、人件費補正、不用額の減額、財源組替を行なっています。歳入については、3億9,582万7千円の増額で、主なものは、地方交付税9,433万円、繰入金2億792万1千円、繰越金1億4,984万1千円を増額、町債7,760万円を減額しています。また繰越明許費で、総務費関係で民話の里づくり事業他1件、合計2,504万7千円を、教育費関係で宮内幼稚園園舎耐震補強等整備事業費6,816万8千円を24年度に繰り越しています。また地方債補正で、地方債限度額を合併特例事業債5,830万円、防災対策事業債1,310万円、過疎対策事業債620万円、合計7,760万円を下げる変更がなされています。以上議案第19号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ちょっとお尋ねをいたします。土木費の中の目2項、区分の19についてお尋ねをしたいと思いますが、当初の説明の折に一括納入された方もおいでということで、55%、現在達成しているということでございましたが、この55%は当初の目的より遅れとるのか、あるいは当初の目的以上に、加入していただいておりますのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 私はまだ進行状況が何%でどのくらいまでいっているところまで自分では把握しておりませんので、係の産業建設課長にお願いしたらと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 環境衛生課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。今土木費と言われましたけど、それは公共下水道費の加入率の関係でしょうか。加入率につきましてはですね、1年間で約35%を見込んでおりましたが、実際は人口比率でいくと55%加入しているということでございます。以上で三谷議員さんのご質問にお答えいたします。当初は35%を予定しておりましたが、実質は55%つないでいただいているということで、当初よりは多いということでございます。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第19号平成23年度砥部町一般会計補正予算(第7号)について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成23年度砥部町一般会計補正予算(第7号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成23年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成23年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号平成23年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成23年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成23年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第26号 平成24年度砥部町一般会計予算

日程第25 議案第27号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第28号 平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 議案第29号 平成24年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第28 議案第30号 平成24年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第29 議案第31号 平成24年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 3 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 4 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 2 4 議案第 2 6 号から日程第 3 4 議案第 3 6 号までの平成 2 4 年度予算 1 1 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ご報告申し上げます。去る 3 月 5 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました当初予算の 7 議案について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 6 号平成 2 4 年度砥部町一般会計のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、まず生活環境課関係では、環境衛生関係で浄化槽設置整備補助金や太陽光発電システム設置費補助金が、清掃関係でゴミ袋の購入・販売に要する経費、不法投棄防止のための監視カメラ設置経費、ごみの減量化・資源化推進費、美化センター廃棄物処理施設の管理運営費、し尿処理のための一部事務組合負担金などが計上されています。また、農集落排水特別会計への繰出金、公共下水道事業会計への補助金、出資金などが計上されています。次に産業建設課関係では、労働費で緊急雇用対策事業費、自治体提携融資制度を活用した貸付を行なうための四国労働金庫への預託金が計上されています。農業関係では新規事業として市民農園整備費が計上されています。これは自家用野菜や花の栽培を通して農業に親しんでもらうため、2 2 区画の小規模農地を整備するものです。また、ため池浸水被害想定区域図作成費、松山南部 2 期の基幹農道整備事業関係費、奨励果樹の苗木購入やマルチ栽培、ブルーベリー導入支援などの果樹生産推進費、中山間地域等直接支払交付金などが計上されています。林業関係では、間伐や作業道開設を支援する森林環境保全直接支援事業費、間伐材出荷促進事業費、計画的な森林施業を実施する、森林整備地域活動支援推進事業費などが計上されています。商工関係では砥部焼の後継者育成のための陶芸塾運営費、陶街道 5 3 次事業関係経費、観光 P R 経費、長曾池休息所の解体、東屋建築工事費、その他陶芸創作館、伝統産業館、峡の館等の施設運営費などが計上されています。長曾池公園の東屋建築について費用対効果はどうかとの一部委員からの質問があり、質問に対し愛媛県産木材を使用する予定のため、工事費は 5 7 2 万 3 千円とやや割高であるが、県補助金が 2 6 5 万円あること、また長曾池公園は陶街道 5 3 次のポイントとなっており、東屋を整備することにより一層の町民利用の促進及びキャンプや季節の自然を楽しむ観光客誘致、更に峡の館など他の観光施設への集客につながり、広

田地の活性化が図られるとの説明がありました。土木関係では、道路台帳の修正経費、町道の維持・補修費、新設改良経費、大内野地区がけ崩れ防災対策工事費、公園、住宅の管理費などが計上されています。住宅管理費では住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画策定費が新規事業として計上されています。次に、議案第30号平成24年度砥部町とべの館特別会計予算は、予算額4,090万8千円で、とべの館の運営費や基金積立金が計上されており、歳入を売店収入でまかなう予算となっています。次に、議案第31号平成24年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、予算額4,650万9千円で、温泉の運営費、基金積立金が計上されています。歳入は、事業収入、繰越金が主なものであります。次に、議案第33号平成24年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、予算額2,602万9千円で、玉谷地区と総津地区の処理施設の管理運営費、公債費を計上しています。歳入については施設利用、一般会計繰入金で賄われています。次に、議案第34号平成24年度砥部町浄化槽特別会計予算は、予算額1億1,919万円で、団地開発で設置された集中合併浄化槽や、家庭用浄化槽の管理費用、基金積立金、予備費が計上されています。歳入は、事業収入、基金繰入金、繰越金などでまかなわれています。次に、議案第35号平成24年度砥部町公共下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出についてはそれぞれ1億3,685万7千円で、収入の主なものは下水道使用料、一般会計補助金、消費税及び地方消費税還付金、支出の主なものは処理場費、減価償却費、企業債支払利子などです。資本的収入及び支出については、それぞれ4億4,541万8千円で、収入の主なものは、企業債、国庫補助金、受益者負担金、一般会計出資金、支出の主なものは、管渠等の工事費、測量設計費、水道管移設工事負担金であります。また起債の限度額を2億2,210万円とし、その起債の方法、利率、償還の方法を定めています。次に、案第36号平成24年度砥部町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は上水道及び簡易水道の事業収入3億2,440万5千円が、支出は上水道・簡易水道の営業費用及び営業外費用3億413万1千円が計上されています。資本的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道に係る他会計負担金、工事負担金、合計5,872万3千円が、支出は上水道の建設改良費及び企業債償還金、簡易水道の企業債償還金など合計2億4,529万3千円が計上されています。24年度の資本的支出は、第8次拡張工事に向けた変更認可申請経費、公共下水道工事に伴う水道管布設替工事費の新規計上などにより、対前年度1億84万1千円の増額となっています。収入額が支出額に不足する1億8,657万円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしています。以上7議案についてはいずれも適正な予算内容であると認められました。よって、議案第26号、30号、31号、33号、34号、35号及び36号の7議案については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました当初予算4議案について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第26号平成24年度砥部町一般会計予算のうち当委員会に所管する項目

の歳出について、介護福祉課関係で主なものは、社会福祉費では民生児童委員・社会福祉協議会関係費が、障害者福祉費では障害者や家族の経済的負担の軽減、自立と社会参加を促進するための支援費用が計上されています。老人福祉費では、独居高齢者世帯等を対象に救急医療キットを導入する経費、その他在宅サービス事業費、老人施設入所費が、老人福祉施設費では、高齢者生活福祉センター他4施設の運営費が、介護保険総務費では介護保険特別会計繰出金が計上されています。児童福祉費では放課後児童クラブ事業費、ファミリーサポートセンター事業費、つどいの広場事業費、とべ子育てフェスタ開催費などが計上されています。その他私立幼稚園就園奨励費、各保育所・児童館の運営費、子ども手当の支給に要する経費などが計上されています。幼稚園費では、三つの園の運営費が計上されています。この中で麻生幼稚園の空調機設置工事費、砥部幼稚園の園舎改修工事設計委託料などが組み込まれています。保険健康課関係で主なものは、国民健康保険関係では、国保特別会計への繰出金、後期高齢者医療関係では県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金が、医療費関係では重度心身障害者医療費、母子家庭医療費、乳幼児・児童医療費の助成事業費が計上されています。乳幼児・児童医療費助成事業については、小学生の入院医療費が新たに町単独事業で助成されることになっています。保健衛生関係では自殺対策緊急強化事業費、休日・夜間の救急医療体制の維持費、各種予防接種費、乳幼児や母親の健康を守るための健診や相談事業費、各種検診や生活習慣病予防のための健康相談・健康教育の経費などが計上されています。新たに40歳以上の節目年齢の方への肝炎ウイルス検査の個別勧奨が実施されます。次に、議案第27号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について、事業勘定の予算額は24億5,235万円で、主な経費は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金であります。その財源は、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計や基金からの繰入金、繰越金等で賄っています。直営診療施設勘定の予算額は8,579万1千円で、診療所の管理費、医業費が計上され、財源は診療収入、一般会計及び事業勘定からの繰入金等で賄われています。受診者数の減少による診療収入が落ち込んでいますが、職員1人減によるコストの削減により、一般会計からの繰入金は減少しています。次に、議案第28号平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、予算額2億656万4千円で、主な経費は広域連合事務費及び医療納付金です。その財源は保険料、一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第29号平成24年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、保険事業勘定の予算額は17億6,987万9千円で、第5期介護保険事業計画案に基づき介護認定に要する費用、要介護者及び要支援者への各種サービス給付費、介護予防・包括的支援の地域支援事業費等が計上されています。財源は介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金で賄っています。介護サービス事業勘定の予算額は4,086万9千円で、広寿会に委託して行う通所介護事業と町の地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されています。その財源は介護サービス収入、一般会計繰入金で賄われています。以上4議案については、いずれも適正な予算内容であると認められました。よって議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたの

で、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎）　ここで昼食のため休憩をいたします。総務文教常任委員長の報告は、再開後にお願いをいたします。再開は午後の１時１０分、１３時１０分でございます。

午前１１時３３分　休憩

午後１時１０分　再開

○議長（政岡洋三郎）　それでは、再開をいたします。委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久）　ご報告申し上げます。去る３月５日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました当初予算２件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第２６号平成２４年度砥部町一般会計予算については、総額６億１，５７４万１千円で、２３年度と比べ１億７，８４１万６千円の減となっています。その主な要因は、砥部中学校改築費や坂村真民関係費の減少によるものです。歳入については、町税、地方交付税、繰越金、諸収入などが増加し、国庫支出金、町債などが大幅に減少しています。町税は２億４，６３２万円で、固定資産税が評価替えにより減収の見込みであるものの、個人町民税、町たばこ税の増収見込みにより、対前年度３，４２１万７千円の増となっています。地方交付税は、地方財政計画に基づき５，０００万円増の２５億円が見込まれています。諸収入は、貸付金事業に係る労働金庫への預託金戻し入れなどにより４，２１２万１千円増の１億２，６５４万５千円が見込まれています。一方、国庫支出金は対前年度４億５，３０７万７千円減の３億９，４１５万５千円。これは前年度は３歳未満の子ども手当の増額や、中学校改築に伴う補助金などを見込んでいましたが、当年度は通常ベースに戻るためであります。また、町債は砥部中学校改築や坂村真民記念館建設など大型事業費の減少により、対前年度１億１，３４０万円減の２億４，４２０万円となっています。歳出の主なものは、議会費、監査委員費、会計管理費は経常的な経費の計上となっており、総務課関係では、一般管理費で、行政支援員として、警察ＯＢを雇用する経費、その他広報発行経費、本庁及び旧支所・普通財産の管理費、電算システム管理費、区長・自治活動推進費、防災対策費、町長及び町議会議員の選挙費、常備消防・消防団の経費などが計上されています。企画財政課関係ではプロスポーツ振興費、行財政改革推進費、男女共同参画推進費、コミュニティ活動支援経費、民話の里づくり事業費、交通生活安全対策費、統計調査費、消費者行政推進費、町債の償還費、財政調整基金・公共施設更新準備基金積立金などが計上されています。民話の里づくり事業については、屋外仕様の音声案内装置１０基を整備する経費６億８２万５千円、その他映像鑑賞整備費、お宝自慢看板設置費、まんが作成費などが合計１，４４１万３千円が計上されています。財源は事業費全額の１，４４０万円が過疎対策事業債でまかなわれ、本年１１月に開催予定の陶街道文化まつりに合わせた完成が見込まれています。戸籍税務課関係では、税務関係で固定資産評価システムの構築費、賦課徴税费、戸籍住民に関する経費が計上されています。教育委員会関係では、教育総務費で、学校生活支援員や外国語指導助手に要する経費、中学校

教科書採択替えに伴う教師用教科書と指導書購入費、山村留学センター運営費、遠距離通学費、小学校費で、各学校の管理費や教育振興費、中学校費で、学校管理費や教育振興費、砥部中学校改築事業費が計上されています。24年度の中学校改築事業は、部室棟の建設費と備品整備費が中心に計上されております。社会教育費では、文化振興や人権教育・人権対策推進費、公民館施設の管理費及び活動費、青少年健全育成費、文化会館図書館費、坂村真民記念館費などが計上されています。保健体育費では、各種スポーツ大会の開催費、えひめ国体に向けた体育館等の改修に係る設計委託費、体育施設維持管理費、学校給食センターの運営費、給食材料費などが計上されています。以上の他、固定資産評価システム構築及び保守管理委託事業に対する債務負担他2件の債務負担行為、地方自治法の規定により起こすことができる地方債に関する事項が定められています。次に議案第32号平成24年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、予算額173万8千円で、高校生9名への給付金を計上しています。歳入については主に基金繰入金で賄われています。当年度から新しい給付者は採らず、25年度で事業が終了される予定です。以上2議案については、いずれも適正な予算内容であると認められました。よって、議案第26号、32号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） すみません、ちょっと1点お尋ねをしたいのですが。さっきですね、産建の委員長さんの報告説明で、長曾池の東屋のことをお聞きしたんですが、県補助270万余り頂いて、570万余りで東屋をやるということですが、この東屋いうものはどういう建物にするのかいうんがまず1点。というのが、いわゆる東屋もよそにあるの見るんですね、傘形式のありゃあ、また家の柱4本立てたですね家形式の東屋もあると思うんですよ。どういうそれをやるのか、そしてその長曾池に1年間、去年どのぐらいの人があそこに来たんか、キャンプでどのぐらいの人が利用したのかというのが1点。それと、広田の活性化のためにということも言われたんですが、私自体もあそこに1回だけいったことあるのでもはや上り口も忘れたような状態なんですけど、これ旧の砥部の町民の人なんかは、そこにそういうものがあるということは全然知らないんですが、これを今後そこを活性化のために利用するのであれば、どういうふうな宣伝いうか、方向性に持っていくのか。それとまた、材はですね県産を使うというて説明されましたけど、県産いうたら幅広いんですが、地元産、どうせ作るんならですね、広田には材が大分あるんですから、地元の材を使ってもらいたいということと、実際にですね、570万そこに金を入れて、活性化ができるのか。この点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 栗林議員さんのご質問ですが、費用対効果というお話が出まして、一応さっきの説明したような状況の中で、全員が賛成ということで決定いたしました。そして、東屋の形、そういうもんに関しては、まだ設計図もそれも見えておりません。一応私らの理解するところでは、その予算取りの中から作っていくもんであると、

そういうふうに理解しておりました。あと細かいどういうふうになれば活性化になるか、いようなかたちのものは産業建設課長の方からご説明をいただいたらと思いますので、ご了承ください。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。まず東屋の規模でございますが、5.46m×5.46mの長方形でございます。それにひさしがついて屋根と四方に柱があるということで、オープンとなっております。また床につきましては、できるだけ低くして踏み石を置いて子どもたちでも上がれて、つまり日陰はございません。あそこについては周り全部芝生関係か池という形の中でございますので、そこで休憩ができるという形で、その部分として私どもは考えておりました。これについては、旧広田村でありました休憩所というやつを解体して、それに合わせてその敷地に対して、そういう広田で、木材の産地でございますし、長曾池ということで、今まで溜め池から国庫補助もらって土地改良の事業整備して公園化しておりますので、その中でそういう木材PRも含めまして、そういう整備をしていきたいということで提案をさせていただいておる状況でございます。また長曾池の公園を知らない、旧町民は知らないと部分が多いんじゃないかということにつきましては、私どものPR不足ということで認識しましたので、今後できる限り町報等費用がかからない部分を使ってPRをしてまいりたいと思っております。それと、地元産の木材ということでございますが、愛媛県の補助金を一応いただいた以上、県の補助金の要綱の中には、愛媛県の補助金でございまして、県材ということになっておりまして、その中でまた発注関係の中において、その部分県と確認を取りまして、広田木材という特定としていう形ができるかどうかというのを再確認してそういう形の中で発注をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 利用者数のことは。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 栗林議員さんのご質問の1つ忘れておりました。お許しを頂けたらと思います。まず利用者数でございますが、ここにつきましては、私どもも把握しきれておりません。当然その中で町の職員が付いて把握しとるわけではございませんけれども、人数的には今後もし忙しい時期であれば1つの土日何人ぐらいかというのは今後の費用対効果もあるんであれば、1カ月の土日全部というわけではございません、これ1つピックアップしてその土曜日曜日、一番使う時期のところどのぐらい人数かというのは、その中で数えることができますので、そういう対応を1日かぐらいはできるんじゃないかと私は思っております。

○議長（政岡洋三郎） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ありがとうございます。あのですね、課長、普通の月の土日は学校も休みですけど、普通の月の日に調査に行ってもこれ意味がないので、やはりここはやっぱりキャンプに利用してもらわんと、活性化にはならんと思うんですがね。キャンプに。私もさっき言いましたように、やはり案内板とか、また宣伝もですね、今課長言われたように、お金のかからんような方法でと言われましたけど、砥部町やったらそら町報にも載せられますね。ただ砥部町外の人でも来てもらうためにはですね、やっぱり色んな方面から

宣伝も、宣伝言うか、してですね、1人でも多くの人に来て利用してもらうように心がけていただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） この概要書で言えば26ページなんですが、民話の里づくり事業です。町長も施政方針で4つ目は広田地域の振興ということで、町長の方からも発言がございました。なお、関連で議案第3号の過疎地域自立促進計画の中にも入っておりますし、これは可決をされております。基本的に反対するものではございませんので、お間違えなく。ただ、この里づくりの事業に対して、約1,400万円ほどの事業費が組み込まれておりますし、財源は過疎対策事業債ということを予定されておるようですが、先ほども質問で出ておりますように、費用対効果の面で、これだけの予算を投入して効果があるのかと、いうことをまず1点お聞きしておきたいと思えます。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ただいま井上議員からの質問でございますけれど、費用効果はあるのかということでございます。これはですね、確かに井上議員さんが言われたように、1,441万3千円の工事費をかけてですね、財源としては過疎対策事業費、事業債の1,440万を予定しているところでございますが、この内容といたしましては、11月の陶街道の陶街道祭までには作っていききたいと。というのも、この漫画化、音声録音する民話についてはですね、このストーリーを今考えていて、できればその音声いうかね、案内するのはゼンマイ式音声ガイド装置等々で、案内をします。また他の委員さんからもそれではやっぱりあまり効果ない、例えばお年寄りのおばあさんの声が欲しいんじゃないかというような声も出ました。私はですね、ぜひこの11月の陶街道祭にですね、間に合わせるようにですね、ぜひこちらの方にも、広田の方にもですね、上がっていただいて、効果が出るもんだと私は期待しております。以上で答弁に代えさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 総括的に委員長にご答弁をいただきました。詳細が少しわかりかねます。町長も施政方針で平成24年の初夢は民話の里広田の物語作りですと言われました。確かにこれはある意味地域の活性化のためにはいいことだろうと思えます。ただ、1,400万のお金を投資した、それだけの価値はあるのかと、ということをお尋ねしたいわけですね。音声案内装置、どのようなものになるかわかりませんが、680万円ほど計上されております。また映像鑑賞が400万円ほど計上されておりますが、両方で1,000万円です、約。これだけの投資効果があるのかという点について、ちょっと疑問に思うところでございます。活性化のためにはいいと思えます。予算を使った方がいいのか悪いのか、2通りのご意見はあろうかと思えます。その辺りもし答弁できるのであれば、お願いします。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） それではこの件につきましては、私の方から答弁をさせていただきますと思えます。文化とか、それから物の伝承とか、そういうものに関してはですね、費用対効果だけでは測れないものがまずあると思えます。これはスポーツにしても同じだと

思います。そういうことで、広田の色々な民話を伝承していくということで、考えますと、この1,400万円が高いか安いかの比較だけではないと思います。せっかく先祖が残してくれた民話や伝説を継承していくということに意義がありますし、またこれを交流の基として活用していくということは、私は大切なことではないかというふうに思っております。そういうことで、これは1年で1,400万円投資はしますが、使っていくのはこれから何年も使って参りますので、例えば、10年であれば年に140万ということでもございます。そういうことで、この先祖が残してくれた財産をきちっと守っていき、そしてまたこれを求めて町外の方にも来ていただくということで、私は必要な事業と考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 町長の夢ではございませんが、熱く語っていただきました。私はこの広田地区だけに投資をするんじゃないで、以前からやっております陶街道五十三次に私は予算を投入した方がいいんだろうというふうに私は考えております。元々陶街道五十三次は中村町長が発案してできた現在の体制でございますし、これをやはり発展する方向でいろんな分野につなげていけたら私はいいだろうと思っております。ですから、こういう質問しておるわけです。これはあくまで広田地域特定の話でございますし、砥部町全域に渡ってこういう話があるんだしたらまた違いますが、五十三次に合致するような、そんな夢を語っていただきたいと私は思っております。これが全然ダメというわけじゃないんですよ。これ地域活性化には十分いいと思います。五十三次に絡めたような話に発展できないものかと思っておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えしたいと思います。長曾池も五十三次の1つでございます。ご存じのとおりでございます。それで今、砥部の中で広田地区が合併した時には1,200人近くいました。それが今実在では850とか900とかいわれております。非常に過疎化が進んでいるわけです。そういうことで、広田地区をやはりにぎわいを取り戻すためにも、重点的に広田へ少し投資をしたいというふうに思っております。そしてこの民話の里というのは広田の11の部落全てに色々なものがございます。そういうことで、今回は広田地区へその民話、そして伝説の伝承をする施設を作りたいというふうに考えております。また、旧の砥部町にもございますが、広田と比べると旧の砥部町の方がまとまってということは難しいと思いますので、とりあえずひとくくりにして広田地域を民話の里としてやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。13番中村茂君。

○13番（中村茂） 私はちょっと変わった方面からご質問をしたいと思っております。農業振興費で新しく市民農園整備費が組まれております。これはどのように運営してですね、またどう土地を改良して運営していくのか。22区画となっておりますけれど、その1区画がどのくらい費用がかかるのか。また大勢おられた場合、また抽選とか色々方法があると思っております。その運営方法についても、お聞かせしたいと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 中村議員さんの質問にお答えします。市民農園という名前でちょっと違和感を感じたんですけど、一応産建委員で視察にもいきました。そして説明もお伺いしました。詳細については私が言うより係の方から説明してもらった方が正確な説明ができると思いますので、産業建設課長にお願いしたらと思いますが、それによろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中村議員さんのご質問にお答えをいたします。市民農園、これ砥部町で初めての事業でございます。これは農地法の手続きを取って砥部町が農地を借りて、町民に貸し出しするというところでございます。まずこれにつきましては、最終的には条例設定をして、設置条例をして運営していくという形になります。今回は当初予算で、まずそのための事業費ということで、計上をさせていただいております。場所につきましては、土地所有者と安く、もうよう管理しない人がおった土地を借りてですね、そこに22区画、1区画30㎡、ただしそこに通路と仮設トイレ、そして上水道につきましては、手洗い場ということで、水を、作物の水をやるための水ということではなく手洗い場の水道を引いて、そしてそこには小さい鍬とかを置くストックハウスまで入れて、1回砥部町で今までやったことがないということで、また今後定年退職者も多くなるであろうと、そういう形の中で、要望等、今後増えてくるだろうということで、私どもが初めて提案をさせていただいたわけでございます。近隣の市町村につきましては、すでにすべて実施しているという状況でございます。今後4月から土壌改良等して、この運営につきましては、また伊予農業指導班、当然町の職員では作付とか指導をようしませんので、JA中央さんにももしこれが開設できるのであれば、営農指導はちゃんとしてくれるとお約束ができておりますので、今回提案をしたものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） 農地を借り上げるということでありませけれども、何年ぐらい借り上げるのか、半永久的に借り上げるとかどうか、そこらも含めてお知らせいただきたいのと、町内の必要な希望者に貸し出すのか、町外でもいいのかどうか。そこら辺りをまた金額がどのぐらいになるのか、そこらも合わせて答弁願います。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中村議員さんのご質問にお答えします。まずこれは条例で謳うことなんですけども、条例設置の時に、町内の住民にということをもまず考えております。これは決定ではございませんので、条例の設置ができた時に確定ということでございますので、それはご理解いただけたらと思います。それと、何年借地するのかという、農地所有者からということでございますが、これも今この時点で答えはできにくいんですが、通常農地を借りるのは、3年ごとの更新という形になるんで、実際土地所有者はずっと使っていていただいて結構ですよというような回答も頂いておりますので、通常そういう形で、市民農園の応募者が多ければずっと続けていきたい。ただし少なくなれ

ばその時点で方向転換を図るという形で考えております。また借地料につきましては、年間土地所有者の固定資産と水利組合費程度でという話も出ておりますので、非常に少ない金額で当然農地をよう管理できにくい人が町に貸してくれるという状況の中でのそういう農地の中で、運営をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。単価ですか。一応1万円以内で、年間1万円以内でと私は今のところ設定したいと考えておりますが、これも条例でその時点で、決定するということになりますのでご理解を頂けたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 他にありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 当初4点を思ってたんですが、まったく同じ質問が出ましたので、3点あります。そのうち1点は、先ほども出ましたことと関連するんですけども、民話の里づくりが井上議員も言われたように、個別、広田の地域の問題ということではなくって、陶街道事業も含めて一括してやっぱり夢として語っていただきたいというふうなお話もあって、私も全くそのとおりでございます。そういう意味ではですね、これは産業建設課のところでも観光費の中に、もう少しこの民話の里事業とドッキングさせられるような部分を作れないかなと、もちろん費用はなるたけかけないほうがいいんではあるんですけども、民話の里事業でやってる例えば、音声でも、案内装置、これを五十三次のところに設置するだとか、まあもちろん1機60万円余りというような先ほどお話でしたら、しますから、3千万というふうなことになるんで、これはとても難しいなと思うんですが。例えばそういうこともですね、1つ発想の中に入れて、やっぱり全体の事業として組み立てていくふうなことについては、もう少し検討もしていただきたいなというふうに思います。その辺で観光産業としての考え方も取り入れてほしいというのが1点目でございます。それから2つ目は、坂村真民記念館の関係でですね、来年度1,484万円ほどの運営維持管理費等々で計上されておりますが、建物もできましたし、特にオープンの時期ですから今はたくさんの方がおいでしてくれておりますが、私は例えば砥部焼でしたらね、砥部町のほとんどの町民が全国の人に向かって砥部焼っていいんですよというふうな話をたぶんされてるんじゃないかと思うんです。正直言いまして、じゃあ坂村真民について、砥部町の多くの町民がそうやって語れるのかというふうにはまだまだなっていないなど、私は思っております。そういう意味ではですね、もっとこう町民が自信を持って砥部町にはこういう人がいてこんな建物もあって、ぜひ全国の人に来ていただきたいんだと、まあ町長が先頭切ってやっていただいておりますが、もっとこれをですね、町民レベルで日常の会話の中に出てくるようなそういうような、取り組みをしていかなないとなかなかできた後は知らないみたいになってしまったんではいけないと思いますので、そういう意味ではこの運営費の中に例えば町民のそういう意識向上させるためのような費用として、何か考えられているかどうか、広告費等で数字は出ておりますが、その辺がちょっとよくわからないので、そういったことデモンストレーションと言いますかね、こう町民の意識高揚のために、どのようなお考えを持っておられるのかというふうなことを1つお聞きしたいということと、3点目は至ってごく簡単な、何と言いますか、軽微なものではあるんですけども、ブルーベリーの援助を、来年度24万5千円計上しております。先日はあの委員会もちょっと傍聴

させていただきまして、会話の中にですね、もうやめたいよというような人も出ているよというようなお話も聞いたんですが、まだ町の方はずっと継続してやっていきたいというふうなことなんですが、このブルーベリーの導入の経過やらについてですね、少し教えていただければというふうに思います。以上3点です。

○議長（政岡洋三郎） 宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） 佐々木議員の質問に対しまして、1つは民話の里づくりの中に、砥部陶街道五十三次と一緒に観光産業として取り入れてみてはどうかという質問だったかと思います。この件につきましては、民話の里づくりの中で委員会としてはお話をいたしましたけれども、こういう関連というか、観光産業としてのお話はしておりませんので、担当課の方をお願いをしたいと思います。もう1点坂村真民、砥部町の中で意識の向上のために、どのような働いて行くかということでございますけれど、学校関係で学校の方ですね、小学校の方ではこの坂村真民さんの民話じゃなくて、詩の方をですね、何かパンフレットみたいなんでも出していただいとるかと思います。その辺りはちょっと担当課がお願いができるかなと思いますけれど、実は私の孫が学校からもろたいって持って帰りましたので、その辺りはどっから出ておるかちょっとわかりませんが、確かに坂村真民先生ですね、詩の何か50部ぐらいが出ておったかと思います。そのようなものもありますので、ここへの意識の向上のためにですね、学校からの取り入れも私は必要かと思えます。またその点については担当課の方で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは私の方から答弁をさせていただきます。まず五十三次と一緒にということでお話をいただきました。これはよくは似てるんですけど、また異質のものなんですよね。陶街道五十三次事業と民話の里づくりというのはまたちょっと異質のものであります。と申しますのも、この民話の里づくりには五十三次に含まれてないところがほとんどであります。その地域地域に残った民話、伝説を伝承していこうということでございますので、それは1つの事業として行うということでもあります。それとまあ、言われました五十三次のところへスピーカーで説明が出るという、これは別の事業として私も非常にいいことだというふうに思います。お金もかかりますが、このことについては今後の検討課題であるというふうに考えておりますので、別の事業として、考えていただきたいというふうに思います。それから真民記念館の件でございますが、まだ町民の方でも知らない方もいらっしゃると思います。そういうことで、先般町民の方には広報の配布の時に3名分の無料入場券を入れさせていただきました。もちろんこれだけで十分ということは考えておりませんので、今後真民記念館には講座室もございまして、その中で町民の方対象にして、色んなお話し合いも、講話もさせていただきたいというふうに思っております。おっしゃられましたように、砥部町民が誇れる真民さんでございますので、町民の人の人にも聞いても真民さんのこと知ってるよと、いいお話ですよというふうに言ってもらえるように、我々は努力していきたいというふうに思っております。それから、小学校中学校には全員また来ていただくようなお話もしておりますし、真民記念館として50部ぐらいですね、先ほど宮内委員長さんが言われましたように、詩抄録というのを作りまして、

真民先生の詩集の簡単なものを作って小中学生には配布をさせていただきました。まだかなり多めに作っておりますので、来た一般の方にも差し上げたり、色々しておりますので、これからやはり出来たから終わったんではありませんので、私はこれがスタートだというふうに思っております。つくってよかったと言われるものに、これからも努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 佐々木議員さんの質問にお答えします。ブルーベリーの導入の経緯ですね。経緯の詳細はやはり係やないとわかりませんので、係の方をお願い、産業建設課長をお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。私もすべてを把握しておるわけではない、担当ではございましたのでありませんが、このブルーベリー導入につきましては、農家の高齢化ということで、農家も非常に高齢化が進んで、ある程度年がいった方でも重たいものじゃない、選定と収穫という形の中での作業ができるということで、砥部町でバックアップし、推進していこうという形のもので、その中で県、農協もその販売については十分協力しますということのお墨付きがあって、動き出して、現在24戸、導入しとるのは24戸でございます。その中で高齢化した中で進んでるんですけども、ただ単価につきましては流動的でございます。市場価格というのは非常に恐ろしいものでございますけれども、その中で佐々木議員さんおっしゃったもう辞めたいという人がおるといのはちょっと私の耳にはまだ届いておりませんので、今アンケート等取って今後の継続かどうかという形の中のものについては、今後検討を加えて行きたいと思っております。ただ農家の方は身体が動けるまで仕事をする人は農家でございますので、定年退職がございませんので、やっぱりある程度軽いもの、重労働じゃないものの作業というので、そういう形で農地を管理していただかないと行かんのやと思っておりますので、そういう事業も必要ではないかと考えておりますが、今後検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） ブルーベリーの件、私も申し訳ございません、直接私が聞いた声ではなくって、先ほども申しましたように、傍聴させていただいて、その場で出たことでしたので、そのままお伝えしたということでご理解ください。あとこの取り組みの経過もお聞きしましてですね、お年寄りでもできるというふうなことで、これからも継続してというようなことで、大事なことだと思います。色々励ましながら、ぜひ成功させていただきたいなと思っております。それから、民話の里の件につきましては、町長が少し性格が違うんでというふうなことでするので、五十三次事業とは別個にというようなことでご返答も頂きました。改めて検討を別にしていただければと思います。それから真民記念館の関係では、先ほども言いましたようにですね、特にできるまでに色々町民の方の反対の声もありましたし、私も一部のところではですね、例えば記念館の前の土地の開拓工事についてはそういう町民合意が十分進んでないんで、待ったというふうなことで、当時の補正予算

の時に反対もいたしました。こうやってスタートしましたので、ぜひともこれは成功させないといかんあという立場でさっき申しましたような具合もありますので、その辺よろしくご理解も頂いてですね、私どももできることを一緒にやっていきたいなと思いますので、それを発言させていただいて、終わります。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ようよう回ってまいりました。先ほどは目で間違っておりましたので。声がこまいですけどごめんなさい。1つはね、先ほどの中村議員が言われたように、麻生校区で1つやりよんですよ。農園。砥部校区にもね、いっぱい空き地があると思うんです。町の交渉次第では。砥部小学校の近くなんですけどね。これ交渉してこの土地はどうですか言うて提案するのも、提案しておまえ余分なこと言うて怒られたんではいかんが、提案することはいいんですね。これ事務的なことですから、新たにいっちょだけ。OKならそれでいいです。本題に入ります。款第8土木費、目5住宅管理費、区分19国県支出金50万。民間建設アスベスト事業補助金50万。これについてお尋ねをいたしたいと思いますが、これは一体何件分のアスベストの除去するのか、それとも、費用なんか、そのアスベストをどういうふうにしたらいいいんですかね、あの、まず件数、何件分のを計上しとるか、お尋ねをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） ただいまの三谷さんがおっしゃったのは、4目ですね。土木費、4目、19負担金補助、のところでしょうか。と、その下の分ですね。これは予想ではもの言うたらいかんとは思いますが、民間に対する補助金で、何軒あるかとかいうのは係の方でないと把握してないと思います。これだけの、もしアスベストがある家を壊さなくてはならない時に、その50万少のうございしますが、少しでも町として補助金として持ってるもんだと私は理解しました。数的にはちょっとわかりませんので、係の方に説明をいただいたらと思います。すみません遅くなりまして。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。このアスベストにつきましては、個人の所有の建物で、今後も火災とか起こった時に非常に飛散するという形の中で、国の方が配分でもしそういう要望があるのであれば、10万×5戸ということで、こちらから計画上げて国に下さいというたわけじゃなくて配分ということで、事業があればいつでも対応できるということで予算に計上しなさいということで、予算計上しておるものでございます。あくまでも1戸あたりアスベストを除去するための対策費用ということで、1件あたり10万円の5戸の民間建物に対しての補助事業でございます。以上よろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 大体1件当たりの単価もおおむねわかりましたが、あれほど国が金を出さんとこが、申請がないのに50万出しましょと来たんでしょ。5件×10で。もしこれはもう使わなんたら返さんといかん金ですから、これはね、もちろん。民間ので、おおよそでいいですから、何軒ぐらいこれに該当する件数、これ1件1件見とるわけでは

ないですけど、例年の流れから見て、去年は2件ありました、一昨年は3件ありましたと、おおむねでいいですから、そういう数わかりませんか。わからんことは聞こうと思いません。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 三谷議員さんのご質問にお答えします。このアスベストの事業ができたのは去年、平成23年度24年度ということで、こういう補助事業ができたということがまず1点ございます。それと、民間の建物に私どもの古い時代にそのアスベスト材料を使った住宅で建築されたという形のものがあるんだと思いますけれども、民間がどのぐらい使って何戸の戸数という対象戸数は把握できておりません。現在把握できてない状態でございます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 23、24いうたらあと2年ですよ。委員長。2年ですよ。あと。これに該当しとるところはどう啓蒙するんですか。広報で出しますか。この予算をこれを見て、ああうちアスベストしとるけん申し込もうかと、ね、どう啓蒙されるんですか。あと2年じゃって、23、24ということなら。委員長どうしますかこれ。

○議長（政岡洋三郎） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 私の意見でお答えします。一応国からそういう予算を組めということ、予算は組んでると思います。それをどう啓蒙するか。それはもう町報に載せるとか、そういう町報に載せるとか、町の放送をしてもらうとか、それ以外にないと思います。以上です。あと補足は課長にやってもらいます。

○議長（政岡洋三郎） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） ちょっと訂正をさせていただきます。三谷議員さんに回答した部分の、国が作った制度は今現在23年度が当初で、それから24年、これが続いておりますと申し上げたんで、今後これが続くかどうかというのは、いつまで続くかというのは、今のところ私らは把握しておりませんので、少し私の説明ができてなかったのをお許しを頂けたらと思います。この事業については今後も国がするかどうかというのは国の方針で決定されるものだと認識しておりますので、よろしく願いをいたします。周知につきましては、すでに町報等は広報して載せております。載せております。すでに何回もPRはさせていただいておる状況でございますが、応募がないというのも現実でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第26号平成24年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成24年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号平成24年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成24年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成24年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成24年度砥部町

とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成24年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成24年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成24年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成24年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成24年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成24年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成24年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成24年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成24年度砥部町公共下水道事業会計予算について討論を行います。討

論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成24年度砥部町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成24年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成24年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第35 請願第2号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を  
求める請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第35請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。宮内総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮内光久） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託された継続審査となっていました、請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は「原発を一日も早くなくし、再生可能な自然エネルギーに転換すること」を議会決議をもって政府に強く働きかける事であります。協議の結果、請願の趣旨は理解できるものの、原発立地の地元雇用問題、自然エネルギー利用の実用化の可能性などについて、更なる調査研究が必要であるとの理由から全委員が継続審査とすべきとの意見でありました。よって請願第2号は継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、請願第2号原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会及び全員協議会を開催したいと思います。

午後2時21分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~

日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（説明、採決）

○議長（政岡洋三郎） それでは再開します。日程第36 諮問第1号及び日程第37 諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成24年3月15日提出、砥部町長中村剛志。住所 伊予郡砥部町高尾田1087番地。中川文枝。昭和22年2月8日生まれ。提案理由、中川文枝委員は平成24年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するために提案するものである。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成24年3月15日提出、砥部町長中村剛志。住所 伊予郡砥部町満穂250番地。氏名 松永久富。生年月日 昭和35年3月21日。提案理由、松永久富委員は平成24年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するために提案するものである。以上兩名の再任でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） おはかりします。本件はお手元に配りました意見のとおり、答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第38 委員会報告
(報告)

○議長(政岡洋三郎) 日程第38委員会報告を行います。委員長の報告を求めます。三谷坂村真民記念館建設特別委員長。

○坂村真民記念館建設特別委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。平成21年9月定例会におきまして、坂村真民記念館建設特別委員会に付託されました「坂村真民記念館建設事業の調査終了」についてご報告申し上げます。平成21年12月3日に第1回特別委員会を開催し、「建設用地」の調査から、平成24年2月9日の記念館引き取り調査までの計22回にわたり調査検討を重ねてまいりました結果、去る3月4日に無事竣工式を終え、11日にオープンをいたしました。これにより、当委員会の設置目的は終えましたので、本日をもって調査終了とさせていただくことをここにご報告申し上げます。色々ご協力ご指導いただきましたことを感謝申し上げ、委員会の報告を終わります。誠にありがとうございました。

○議長(政岡洋三郎) これで委員会報告を終わります。特別委員のみなさん、大変ご苦勞様でした。

おはかりします。議会報告会の開催に伴う議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議員派遣について

○議長(政岡洋三郎) 追加日程第1議員派遣についてを議題とします。5月下旬に開催予定の砥部町議会主催議会報告会に正副議長、各常任委員長、議会改革特別委員及び議会報告会開催地区の地元議員を派遣したいと思えます。開催地区については、区長会に依頼して決定したいと思えます。議員派遣については、砥部町議会会議規則第120条の規定により、派遣したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については派遣することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には3月2日から今日までの14日間に渡り、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対し、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、少ない経費を持って最大の効果を得るべく、再度調査と研究を行います。そして、会期中に賜りました様々なご指摘ご指導は、これからの町政運営、行政事務遂行に生かして参りたいと考えます。ご承知のとおり、今定例会中の11日、東日本大震災の発生から丁度1年を迎えました。改めまして、亡くなられた方々には謹んで哀悼の意を捧げますとともに、被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。町民の皆様の暮らしを支え、明るく元気な砥部町を築くため、しっかりとした町づくりの方向性を示して参りたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、平成24年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時19分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員